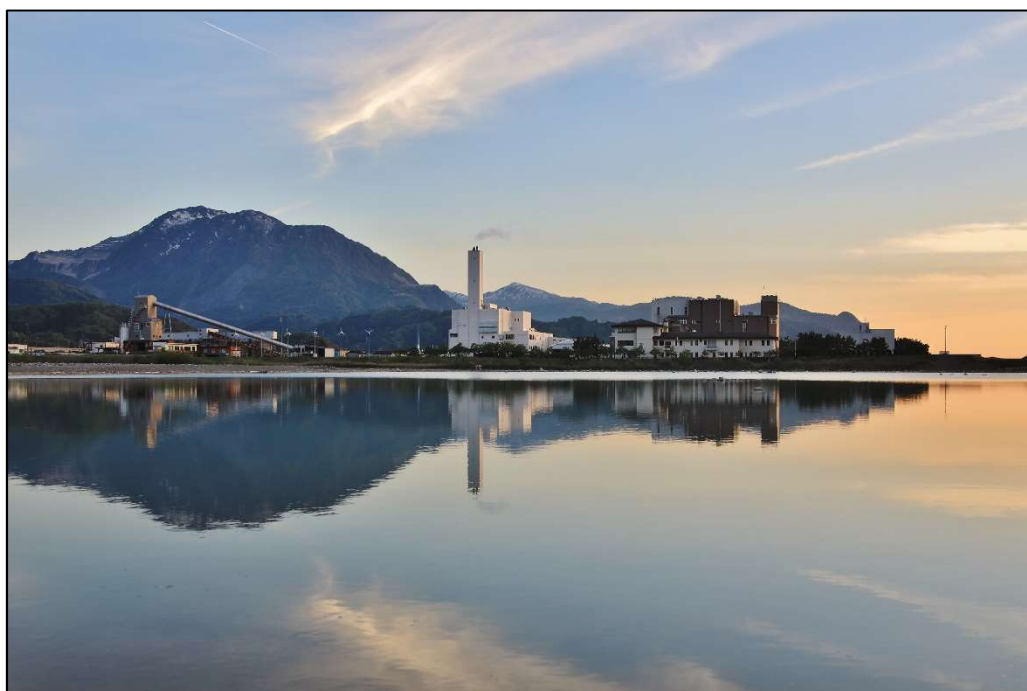


# 糸魚川市の環境 〈令和4年度版〉

[令和3年度 環境測定データ集]



令和4年6月

糸魚川市 環境生活課



# 目次

## I 大気環境 1

- 1 調査概要
- 2 調査状況
- 3 環境基準
- 4 調査結果
  - (1)二酸化硫黄
  - (2)浮遊粒子状物質
  - (3)二酸化窒素
  - (4)光化学オキシダント

## II 水環境 7

- 1 調査概要
- 2 調査状況
- 3 環境基準等
  - (1)人の健康の保護に関する環境基準
  - (2)生活環境の保全に関する環境基準
  - (3)海域の環境基準
  - (4)海水浴場の水質の判定基準
- 4 調査結果
  - (1)河川水質調査結果
  - (2)海域水質調査結果
  - (3)海水浴場水質調査結果
  - (4)下水路水質調査結果
  - (5)ゴルフ場関連水質調査結果
  - (6)企業排水水質調査結果
  - (7)姫川港内水質調査結果

## III 騒音・振動 21

- 1 調査概要
- 2 調査状況
- 3 環境基準等
  - (1)騒音に係る環境基準
  - (2)自動車騒音に係る要請限度
  - (3)道路交通振動に係る要請限度
- 4 調査結果
  - (1)国道8号沿線 騒音調査結果
  - (2)自動車騒音常時監視調査結果
  - (3)一般地域 騒音調査結果

- (4)北陸自動車道沿線 騒音調査結果
- (5)振動調査結果
- (6)北陸新幹線沿線地域 騒音調査結果

## IV 悪臭 28

- 1 調査概要
- 2 調査状況
- 3 臭気規制基準
- 4 調査結果
  - (1)糸魚川市清掃センター 臭気測定結果
  - (2)デンカ株式会社周辺 臭気測定結果
  - (3)水中クロロプレン濃度測定結果

## V 空間放射線量 31

- 1 調査概要
- 2 調査結果

## VI 清掃センター 34

- 1 調査概要
- 2 調査結果
  - (1)ごみ処理施設
  - (2)一般廃棄物最終処分場
  - (3)旧産業廃棄物最終処分場

## 参考資料

- 1 公害苦情
- 2 ごみ処理の現状
- 3 用語説明

# I 大気環境

## 1 調査概要

大気汚染は、事業所排ガスや自動車排ガス等による、環境大気中のばい煙、粉じん、有害物質等の濃度が上昇することが原因とされています。

当市には、県が設置する大気汚染常時監視測定局が1ヶ所（糸魚川測定局）あり、糸魚川測定局では、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、光化学オキシダント（Ox）、の常時監視を行っています。

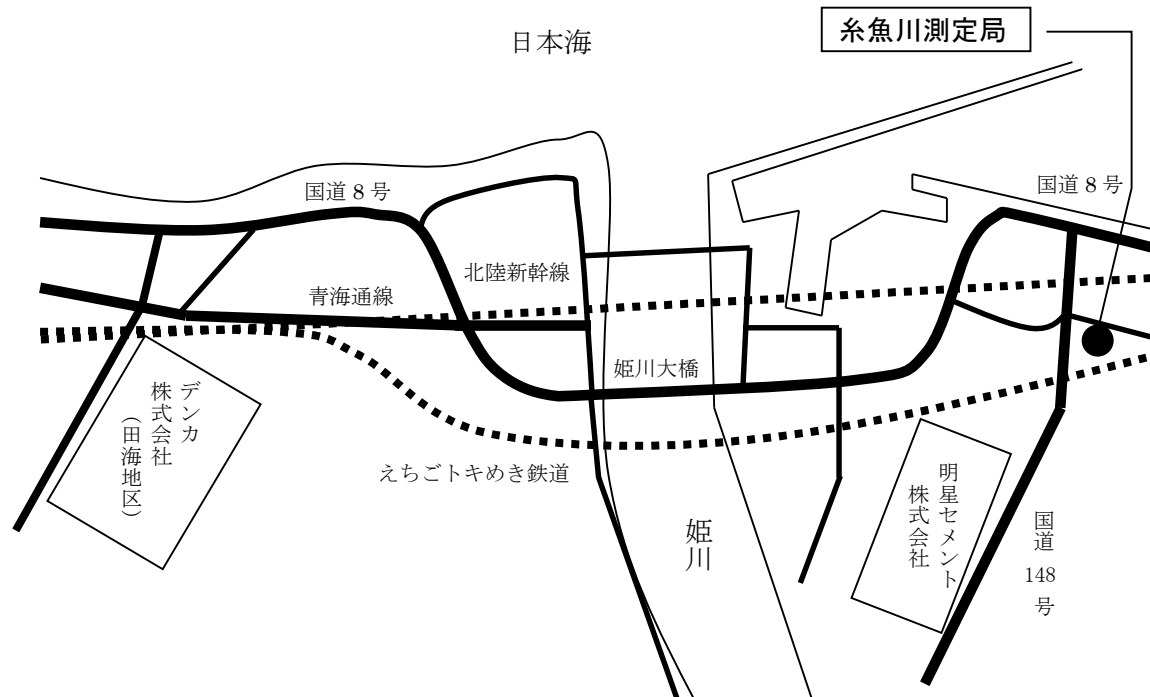


図1-1 大気汚染常時監視測定局位置図

## 2 調査状況

糸魚川測定局での調査を行った下記の4項目のうち、3項目で環境基準を達成し、環境基準の達成率は75%でした。

番号	項目	R2年度 達成状況	R3年度 達成状況
1	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	○	○
2	浮遊粒子状物質 (SPM)	○	○
3	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	○	○
4	光化学オキシダント (Ox)	×	×
達成項目数 (4項目中)		3	3
環境基準達成率 (%)		75.0%	75.0%

### 3 環境基準

#### 大気の汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	光化学オキシダント (Ox)
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
評価方法	<p>短期的評価</p> <p>測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準にてらして評価する。なお、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、1日平均値について評価の対象としない。</p>		<p>年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（「以下「1日平均値の年間98%値」と呼ぶ。」が0.06ppm以下の場合には、環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は、環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。</p>	
	<p>長期的評価</p> <p>1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取り扱いを行わないこととし、その評価を行うものとする。</p>			
<p>備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μ m以下のものをいう。</p> <p>2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>3 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。</p>				

#### 4 調査結果（※速報値）

※この観測値は、速報値であり確定値ではありません。

速報値は、データ検証の結果、後日修正されることがあります。

##### (1) 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

大気汚染に係る環境基準『1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。』を達成しました。

表 1-1 二酸化硫黄の年間値

項目	単位	測定局
		糸魚川
有効測定日数	日	352
測定時間	時間	8,434
平均値	ppm	0.001
日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合	日	0
	%	0.0
1時間値が0.1ppmを超えた時間とその割合	時間	0
	%	0.0
1時間値の最高値	ppm	0.031
日平均値の2%除外値	ppm	0.003
日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無		無
環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0

表 1-2 二酸化硫黄の月間値

測定局		糸魚川				
項目	有効測定日数	測定時間	平均値	日平均値の最高値	1時間値の最高値	
単位	日	時間	ppm	ppm	ppm	
令和2年	4月	30	710	0.001	0.003	0.011
	5月	31	732	0.002	0.006	0.027
	6月	29	706	0.002	0.003	0.031
	7月	31	734	0.001	0.006	0.022
	8月	31	732	0.002	0.005	0.024
	9月	29	706	0.001	0.004	0.030
	10月	30	729	0.001	0.002	0.014
	11月	30	708	0.001	0.002	8.000
	12月	24	585	0.001	0.002	0.010
令和3年	1月	31	731	0.001	0.002	0.090
	2月	27	656	0.001	0.002	0.008
	3月	29	705	0.001	0.002	0.008

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気の汚染に係る環境基準『1時間値の1日平均値が0.10 mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値の0.20 mg/m<sup>3</sup>以下であること』を達成しました。

表 1-3 浮遊粒子状物質の年間値

項目	単位	測定局
		糸魚川
有効測定日数	日	363
測定時間	時間	8,710
平均値	mg/m <sup>3</sup>	0.010
日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合	日	0
	%	0.0
1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合	時間	0
	%	0.0
1時間値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.071
日平均値の2%除外値	mg/m <sup>3</sup>	0.026
日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無		無
環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日	0

表 1-4 浮遊粒子状物質の月間値

測定局		糸魚川				
項目	有効測定日数	測定時間	平均値	日平均値の最高値	1時間値の最高値	
単位	日	時間	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	
令和2年	4月	30	719	0.011	0.024	0.053
	5月	31	739	0.012	0.035	0.070
	6月	28	694	0.014	0.027	0.037
	7月	31	743	0.013	0.021	0.051
	8月	31	743	0.013	0.026	0.046
	9月	30	719	0.008	0.013	0.026
	10月	31	737	0.007	0.012	0.018
	11月	30	719	0.008	0.016	0.022
令和3年	12月	31	739	0.006	0.012	0.019
	1月	31	743	0.007	0.017	0.021
	2月	28	671	0.008	0.015	0.023
	3月	31	744	0.012	0.029	0.071

(3) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

環境基準『1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること』を達成しました。

表 1-5 二酸化窒素の年間値

項目	単位	測定局
		糸魚川
有効測定日数	日	358
測定時間	時間	8,549
平均値	ppm	0.005
1時間値の最高値	ppm	0.047
1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合	時間	0
	%	0.0
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合	時間	0
	%	0.0
日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日	0
	%	0.0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日	0
	%	0.0
日平均値の年間98%値	ppm	0.012
98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0

表 1-6 二酸化窒素の月間値

測定局		糸魚川				
項目	有効測定日数	測定時間	平均値	日平均値の最高値	1時間値の最高値	
単位	日	時間	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	
令和2年	4月	30	714	0.006	0.014	0.047
	5月	31	737	0.005	0.015	0.046
	6月	26	633	0.006	0.014	0.046
	7月	31	736	0.004	0.014	0.037
	8月	31	734	0.004	0.009	0.029
	9月	30	709	0.005	0.010	0.035
	10月	31	733	0.005	0.008	0.024
	11月	30	714	0.006	0.011	0.034
	12月	31	736	0.006	0.013	0.025
令和3年	1月	31	736	0.006	0.011	0.031
	2月	28	666	0.006	0.012	0.022
	3月	28	701	0.005	0.012	0.035



(4) 光化学オキシダント (Ox)

糸魚川測定局では 37 日、197 時間、環境基準「1 時間値が 0.06ppm 以下であること」が未達成でした。

光化学オキシダントは、測定が開始された平成 12 年度から毎年環境基準を超過しています。全国的にも光化学スモッグ注意報等の発令地域が広域化していましたが、平成 19 年度、当市において初めて光化学スモッグ注意報が発令されました。これを受け、当市では「糸魚川市光化学スモッグ緊急時対策措置要綱」を制定し、緊急時に備えています。

表 1-7 光化学オキシダントの年間値

項目	単位	測定局
		糸魚川
昼間の測定日数	日	365
昼間の測定時間	時間	5,423
昼間の 1 時間値の年平均値	ppm	0.083
昼間の 1 時間値が 0.06ppm を越えた日数と時間数	日	<b>35</b>
	時間	<b>155</b>
昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数	日	0
	時間	0
昼間の 1 時間値の最高値	ppm	0.083
昼間の日最高値 1 時間値の年平均値	ppm	0.047

表 1-8 光化学オキシダントの月間値

測定局		糸魚川					
項目	単位	昼間の測定日数	昼間の測定時間	昼間の平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を越えた日数と時間数		昼間の 1 時間値の最高値
		日	時間	ppm	日	時間	ppm
令和 2 年	4 月	30	447	0.043	4	15	0.079
	5 月	31	463	0.046	12	60	0.071
	6 月	30	447	0.042	12	53	0.083
	7 月	31	463	0.031	0	0	0.058
	8 月	31	461	0.030	3	7	0.067
	9 月	30	441	0.031	0	0	0.057
	10 月	31	458	0.031	0	0	0.054
	11 月	30	448	0.032	0	0	0.060
令和 3 年	12 月	31	461	0.030	0	0	0.053
	1 月	31	462	0.035	0	0	0.045
	2 月	28	414	0.040	0	0	0.059
	3 月	31	458	0.043	4	20	0.071

## II 水環境

### 1 調査概要

水は、飲料水や生活用水、農業用水、工業用水など私たちの生活に欠くことのできない大切な資源です。

公共用水域の水質汚濁に関して、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められています。

令和3年度は15河川25地点、海域6地点、海水浴場6地点、下水路2地点、ゴルフ場関連水質2地点、企業排水2地点、姫川港内4地点の水質調査を行いました。

### 2 調査状況

市内の河川、海域の水質調査の結果、環境基準が設定されている10地点のうち、9地点で環境基準（BODまたはCOD）を達成し、達成率は90%でした。

番号	区分	類型指定 河川・海域	R2年度 達成状況	R3年度 達成状況
1	河川 (BOD)	姫川	×	○
2		能生川	○	○
3		早川	○	○
4		青海川	○	○
5	海域 (COD)	徳合	○	○
6		筒石	○	○
7		木浦	○	○
8		鬼舞	○	○
9		間脇	○	○
10		須沢	○	○
達成地点数（10地点中）			9	10
環境基準達成率（%）			90.0	100.0

※BOD及びCODは河川（BOD）、海域（COD）の水質汚濁の程度を表す代表的な指標項目です。

### 3 環境基準等

#### (1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1, 4-ジオキササン	0.05 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

河川（湖沼を除く）の環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等、B-中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

(3) 海域の環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要 求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

(4) 海水浴場の水質の判定基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度	
適	水質 AA	不検出 (検出限界 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
	水質 A				
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下 8mg/L 以下	1m 未満 ~50cm 以上
	水質 C				
不適	1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満 ※	

- 1 ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD または透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な水浴場とする。  
 2 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 及び透明度によって、「水質 AA」「水質 A」「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」及び「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」及び「水質 C」であるものを「可」とする。  
 ・各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」とする。  
 ・各項目の全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」とする。  
 ・各項目の全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。  
 ・これら以外のものを「水質 C」とする。

- (注) 1 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。  
 2 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。  
 3 透明度 (※の部分) に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

図 2-1 河川水質調査位置図



環境基準が指定されている河川

- 1 姫川上流 (大所川河口上流)
- 2 姫川中流 (根知川河口下流)
- 3 姫川下流 (姫川河口付近)
- 4 能生川上流 (権現荘付近)
- 5 能生川中流 (山王橋上流)
- 6 能生川下流 (能生川橋上流)
- 7 早川上流 (三ツ屋橋上流)
- 8 早川中流 (越橋上流)
- 9 早川下流 (早川橋上流)
- 10 青海川 (青海川河口付近)

環境基準が指定されていない河川

- 11 徳合川 (徳合川河口付近)
- 12 筒石川 (筒石川河口付近)
- 13 濁澄川 (濁澄川河口付近)
- 14 高倉川 (宮下橋上流)
- 15 島道川 (井の口橋上流)
- 16 木浦川 (鬼舞崎橋上流)
- 17 古川 (古川橋上流)
- 18 前川上流
- 19 前川中流
- 20 前川下流
- 21 海川上流 (海川橋上流)
- 22 海川中流 (稲坂橋下流)
- 23 海川下流 (海川大橋下流)
- 24 ぬな川 (ぬな川河口)
- 25 田海川 (田海川河口)
- 26 蓮台寺下水路
- 27 城之川下水路

#### 4 調査結果

##### (1) 河川水質調査結果

ア 姫川 全地点の大腸菌群数が環境基準未達成でした。

表 2-1 姫川水質調査結果

調査地点	採水月日	水温(°C)	pH	BOD(mg/L)	SS(mg/L)	DO(mg/L)	大腸菌群数(MPN/100mL)	全窒素(mg/L)	全リン(mg/L)
1 姫川 (上流)	6月10日	14.4	8.0	0.5未満	2	10.3	490	0.2	0.01
	10月28日	11.1	8.0	0.5未満	1	11.3	490	0.1	0.01
2 姫川 (中流)	6月2日	16.0	8.0	0.6	4	10.4	170	—	—
	10月6日	18.0	8.2	0.6	12	9.6	49,000	—	—
3 姫川 (下流)	6月2日	16.0	8.1	0.7	5	10.3	490	—	—
	10月6日	18.0	8.3	0.7	9	9.3	330,000	—	—
AA 類型河川 環境基準値		—	6.5以上 8.5以下	1以下	25 以下	7.5 以上	50以下	—	—

(中・下流は国土交通省北陸地方整備局測定※速報値のため、後日訂正される場合があります。)

イ 能生川 下流の浮遊物質(SS)と大腸菌群数が環境基準未達成でした。

表 2-2 能生川水質調査結果

調査地点	採水月日	水温(°C)	pH	BOD(mg/L)	SS(mg/L)	DO(mg/L)	大腸菌群数(MPN/100mL)	全窒素(mg/L)	全リン(mg/L)
4 能生川 (上流)	5月27日	9.0	7.6	0.5未満	7	11.4	240	0.2	0.01
	10月27日	12.2	7.7	0.5未満	2	10.6	130	0.2	0.02
5 能生川 (中流)	5月27日	10.5	7.7	0.5	5	11.2	790	0.2	0.01
	10月27日	14.5	7.7	0.5未満	2	10.2	330	0.2	0.02
6 能生川 (下流)	6月9日	16.6	7.4	0.5	4	10.0	1,700	—	—
	10月20日	12.0	7.3	0.5	36	10.0	17,000	—	—
A 類型河川 環境基準値		—	6.5以上 8.5以下	2以下	25 以下	7.5 以上	1,000以下	—	—

(下流は新潟県測定※速報値ですので、最終的な結果と若干異なる場合があります。)

ウ 早川 下流の浮遊物質量 (SS) と大腸菌群数が環境基準未達成でした。

表 2-3 早川水質調査結果

調査地点	採水月日	水温 (°C)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
7 早川 (上流)	5月27日	8.8	7.9	0.7	6	11.3	79	0.3	0.01
	10月27日	11.0	7.9	0.5未満	4	10.9	130	0.2	0.01
8 早川 (中流)	5月27日	10.1	7.9	0.5	4	11.5	790	0.2	0.01
	10月27日	12.5	7.9	0.5未満	2	11.0	79	0.2	0.02
9 早川 (下流)	6月9日	15.5	7.9	0.5	5	10.0	<b>2,100</b>	—	—
	10月20日	11.5	7.7	0.9	<b>95</b>	11.0	<b>170,000</b>	—	—
A 類型河川 環境基準値		—	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下	—	—

(下流は新潟県測定※速報値ですので、最終的な結果と若干異なる場合があります。)

エ 青海川 下流の浮遊物質量 (SS) が環境基準未達成でした。

表 2-4 青海川水質調査結果

調査地点	採水月日	水温 (°C)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
10 青海川	6月9日	16.5	7.9	0.6	1	10.0	—	—	—
	10月20日	11.0	7.8	0.5	<b>140</b>	11.0	—	—	—
C 類型河川 環境基準値		—	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	—	—	—

(新潟県測定※速報値ですので、最終的な結果と若干異なる場合があります。)

青海川 ダイオキシン類環境調査

項目	採水月日	ダイオキシン類濃度	環境基準
河川水	1月19日	0.12pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L 以下

(新潟県測定※速報値のため、後日訂正される場合があります。)



## オ その他の河川

次の河川について、環境基準はありませんが、大腸菌群数が高い値である河川がありました。

表 2-5 その他の河川水質調査結果

調査地点	採水月日	水温 (°C)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
11 徳合川	10月27日	15.0	7.6	0.6	3	9.8	4,900	0.5	0.06
12 筒石川	10月27日	13.8	7.3	0.6	3	10.2	4,900	0.4	0.04
13 濁澄川	10月27日	15.0	7.2	0.6	3	10.2	4,900	0.3	0.02
14 高倉川	10月27日	15.0	7.8	0.6	3	9.7	4,900	0.3	0.03
15 島道川	10月27日	15.0	7.5	0.5	1未満	10.0	4,900	0.3	0.01
16 木浦川	10月27日	15.0	7.6	0.5未満	2	10.0	3,300	0.3	0.02
17 古川	10月27日	14.0	7.6	0.5	1未満	10.3	1,300	0.3	0.01
18 前川 (上流)	11月8日	16.8	7.3	0.5未満	1	10.0	2,400	0.2	0.01
19 前川 (中流)	11月8日	14.8	7.9	0.5未満	7	11.0	1,300	0.2	0.02
20 前川 (下流)	11月8日	14.1	7.8	0.5未満	1未満	14.0	1,300	0.2	0.01
21 海川 (上流)	6月10日	14.6	7.7	0.5未満	3	10.6	240	0.2	0.01
	10月27日	13.0	7.6	0.6	2	11.1	790	0.2	0.01
22 海川 (中流)	6月10日	16.4	7.8	0.5未満	2	10.2	490	0.2	0.01
	10月27日	11.0	7.9	0.5	2	11.3	330	0.2	0.01
23 海川 (下流)	6月10日	18.0	8.0	0.5未満	4	10.2	4,900	0.1	0.01
	10月27日	10.2	7.6	0.5	2	11.3	490	0.2	0.01
24 ぬな川	4月8日	21.1	7.6	5.0	—	8.6	—	—	—
	6月3日	26.7	7.5	6.3	—	7.5	—	—	—
	8月5日	32.5	7.6	5.7	—	7.7	—	—	—
	10月7日	19.2	7.8	1.3	—	9.4	—	—	—
	12月2日	13.3	7.5	4.5	—	10.0	—	—	—
	2月10日	17.0	7.4	7.8	—	9.1	—	—	—
25 田海川	4月8日	9.2	8.1	1.0	—	11.6	—	—	—
	6月3日	14.2	7.5	0.5	1未満	11.2	790	0.4	0.01
	8月5日	22.8	8.2	0.7	—	10.0	—	—	—
	10月7日	15.6	8.1	0.5	1	10.3	7,900	0.7	0.01
	12月2日	7.7	7.8	0.7	—	11.7	—	—	—
	2月10日	5.4	7.8	0.5	—	12.1	—	—	—

## (2) 海域水質調査結果

令和3年度は徳合、筒石、木浦、鬼舞、間脇、須沢の海域で水質調査を行いました。西頸城地先海域は「生活環境の保全に関する環境基準」のA類型に指定されており、全地点で海域の環境基準を達成しました。

表2-6 海域水質調査結果

調査地点	採水日	水温(°C)	pH	COD(mg/L)	ふん便性大腸菌(個/100mL)	0-157
① 徳合	6月22日	23.5	8.1	1.7	2未満	陰性
② 筒石	6月22日	23.5	8.1	1.4	2未満	陰性
③ 木浦	6月22日	22.5	8.1	1.2	2未満	陰性
④ 鬼舞	6月22日	22.7	8.1	1.5	2未満	陰性
⑤ 間脇	6月22日	22.1	8.1	1.4	2未満	陰性
⑥ 須沢	6月22日	19.5	8.1	1.8	4	陰性
基準値	—	—	—	2以下	100以下	—

基準値は海水浴場水質判定基準「A」の値

## (3) 海水浴場水質調査結果

令和2年度は藤崎、百川、能生、糸魚川、大和川、親不知海水浴場で水質調査を行い、大和川のみ水質Aの判定、その他地点では海水浴場の水質AAの判定基準を達成しました。

表2-7 海水浴場水質調査結果

海水浴場名	開設前(4月18日、21日、25日)
藤崎	水質AA
百川	水質AA
能生	水質AA
大和川	水質A
糸魚川	水質AA
親不知	水質AA

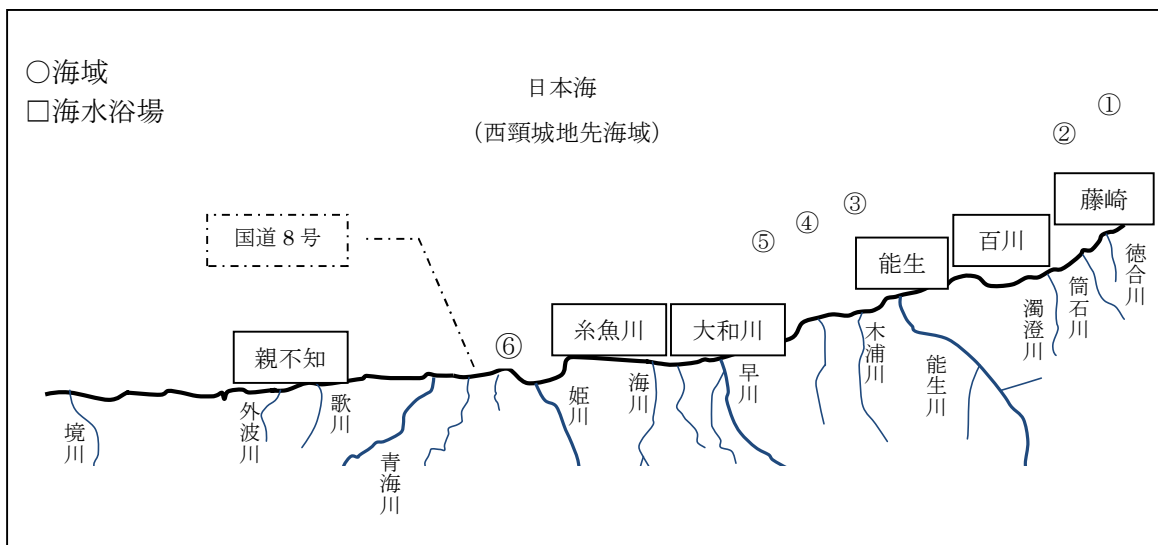


図2-2 海域・海水浴場水質調査位置図

#### (4) 下水路水質調査結果

蓮台寺下水路、城之川下水路の2地点を調査しました。ともに環境基準が指定されていない水路ですが、蓮台寺下水路と城之川下水路は河川の環境基準のC類型の基準に該当する結果でした。

表 2-8 下水路水質調査結果

採水日 令和3年11月8日

調査項目	単位	調査地点	
		蓮台寺下水路	城之川下水路
pH	pH	7.9	8.4
BOD	mg/L	0.5 未満	0.5 未満
SS	mg/L	8	1
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	0.5 未満	0.5 未満
大腸菌群数	MPN/100mL	7,900	4,900
全窒素	mg/L	0.2	1.4
全リン	mg/L	0.03	0.03
DO	mg/L	11.5	11.4
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.1 未満	0.1 未満

(5) 糸魚川カントリークラブ（ゴルフ場）関連水質調査結果

ゴルフ場の排水による水質への影響を把握するため、糸魚川ゴルフ場の第1・第2調整池の合流点（蓮台寺川合流点）と牛清水（大野）で水質調査を行いました。

全ての項目において環境基準を達成しました。

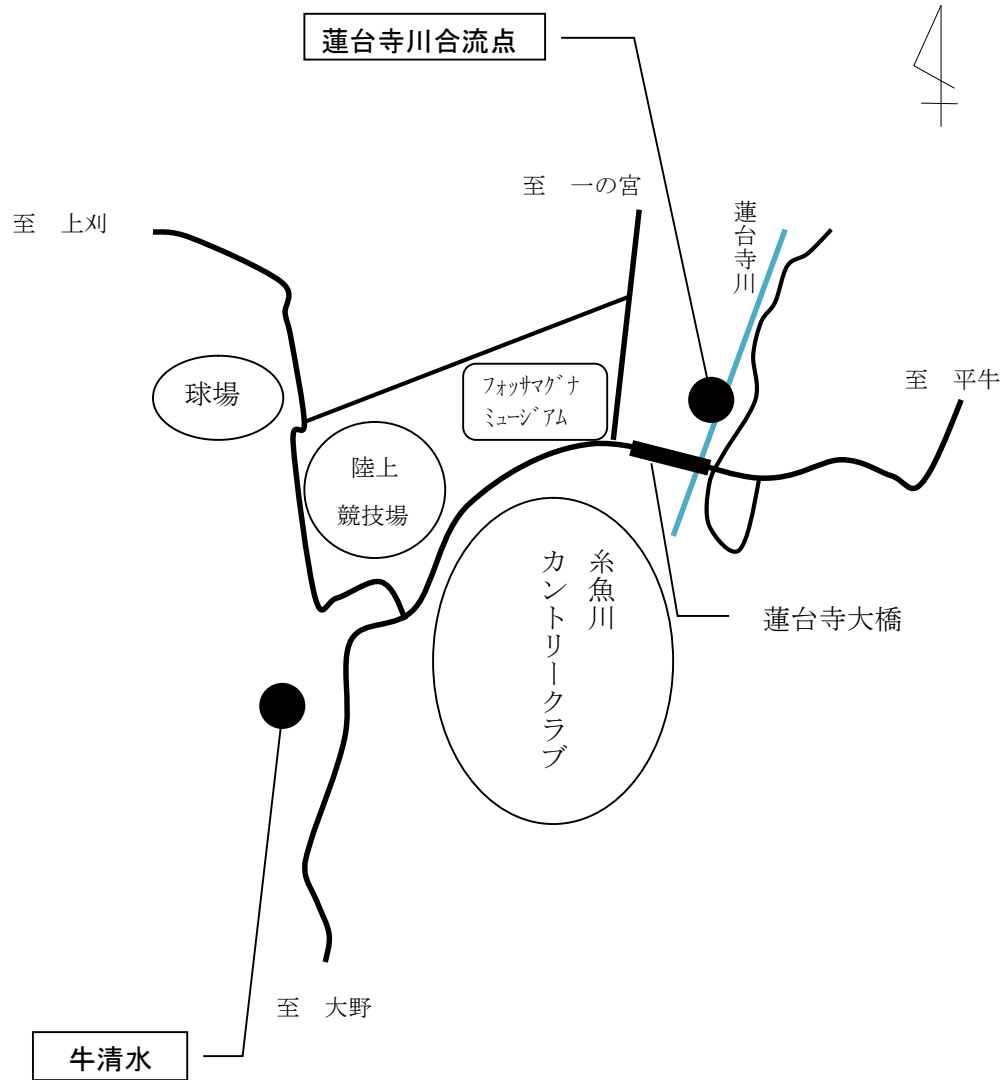


図 2-3 糸魚川カントリークラブ関連水質調査位置図

表 2-9 蓮台寺川合流点水質調査結果

調査項目	単位	結果		基準値
		8月26日	11月8日	
水温	℃	19.9	14.1	—
pH	pH	7.4	7.4	5.8以上8.6以下
BOD	mg/L	0.8	1	40以下
SS	mg/L	1	1	50以下
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	1	1	日間平均3,000以下
窒素含有量	mg/L	0.3	0.3	—
リン含有量	mg/L	0.03	0.01	2以下
有機リン化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	—
ペンシクロン	mg/L	0.001未満	0.001未満	1以下
アシュラム	mg/L	0.001未満	0.001未満	10以下
チオジカルブ	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.027以下

※基準値は公害防止協定書と環境庁通知環水土第77号の指針値による。

表 2-10 牛清水水質調査結果

調査項目	単位	結果		基準値
		8月26日	11月8日	
水温	℃	13.8	14.2	—
pH	pH	6.7	6.6	5.8以上8.6以下
BOD	mg/L	0.5未満	0.5未満	—
SS	mg/L	1未満	1未満	—
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	0	0	検出されないこと
窒素含有量	mg/L	0.5	0.4	—
リン含有量	mg/L	0.02	0.02	—
有機リン化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	—
ペンシクロン	mg/L	0.001未満	0.001未満	1以下
アシュラム	mg/L	0.001未満	0.001未満	10以下
チオジカルブ	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.027以下

※基準値は水道法の水質基準と厚生労働省通知、健発第1010004号別添2による。

### (6) 企業排水水質調査結果

デンカ株式会社において、総合排水、今村排水ともに、公害防止協定における排水基準を達成しました。

表 2-11 デンカ株式会社 排水水質調査結果

調査地点 調査項目 採水月日	総合排水				今村排水			
	水温 (°C)	pH	BOD (mg/L)	クロム 含有量 (mg/L)	水温 (°C)	pH	BOD (mg/L)	DO (mg/L)
4月8日	21.0	7.7	2.5	0.01未満	11.1	7.4	6.7	8.3
6月3日	23.0	7.4	1.1	0.01未満	17.9	7.5	3.2	6.3
8月5日	26.8	7.6	1.5	0.01未満	26.5	7.6	4.0	6.1
10月7日	23.1	7.3	2.0	0.01未満	19.0	7.6	2.6	7.0
12月2日	17.9	7.6	2.7	0.01未満	8.7	7.5	2.8	9.8
2月10日	14.8	7.3	2.0	0.01未満	5.4	7.1	5.2	12.1
排水基準	—	5.8以上 8.6以下	55 以下	2以下	—	5.8以上 8.6以下	60 以下	—

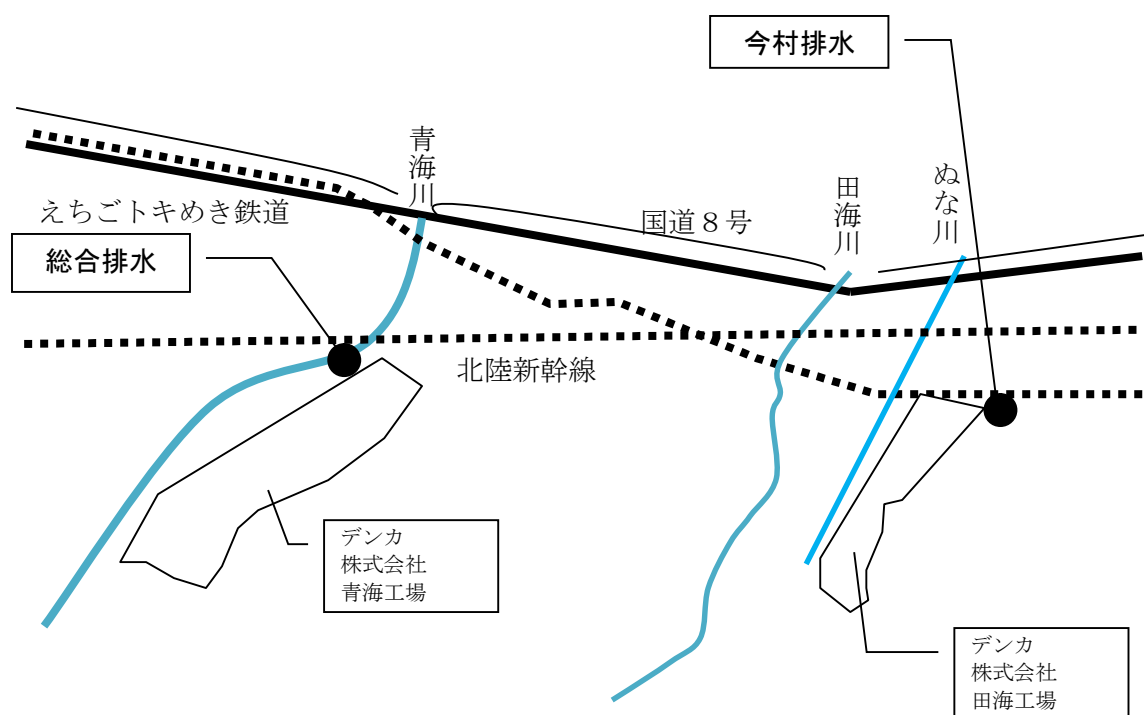


図 2-4 デンカ株式会社 排水調査地点位置図

(7) 姫川港内水質調査結果

「生活環境の保全に関する環境基準」西頸城地先海域のB類型の基準を達成する結果でした。また、「人の健康の保護に関する環境基準」に規定されているカドミウム、鉛、クロム、砒素、総水銀の重金属も検出されませんでした。

表2-12 姫川港内水質調査結果

採水日：令和3年11月5日

項目	単位	調査地点				基準値
		1	2	3	4	
水温	℃	19.5	20.5	19.6	20.2	-
pH	pH	8.0	8.1	8.1	8.1	7.8以上8.3以下
COD	mg/L	1.4	1.6	1.4	1.6	2以下
SS	mg/L	1	1	1	1	-
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	検出されないこと
銅含有量	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	-
溶解性鉄含有量	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	-
クロム含有量	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	-
大腸菌群数	MPN/100mL	11	4	330	130	1,000以下
DO	mg/L	8.7	8.6	8.7	8.2	7.5以上
塩化物イオン	mg/L	15,000	17,000	15,000	17,000	-
有機体炭素	mg/L	1	1	1未満	1未満	-
カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
鉛	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.01以下
砒素	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
総水銀	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0005以下

※基準値は水質汚濁に係る環境基準（海域A類型及び健康項目）

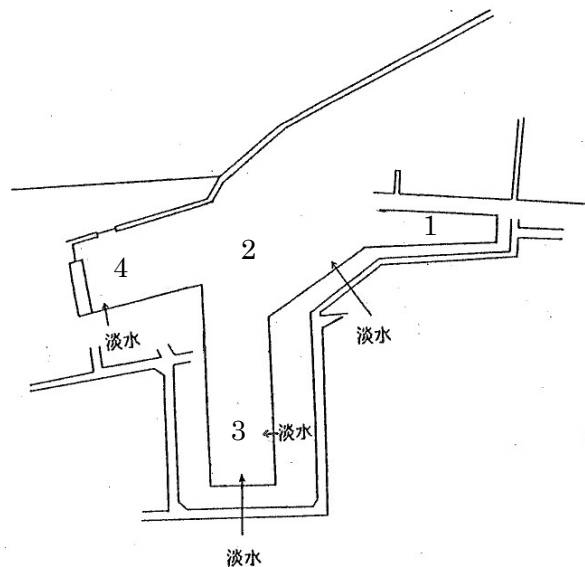


図 2-5 姫川港内調査地点位置図

### Ⅲ 騒音・振動

#### 1 調査概要

令和3年度、騒音については、国道8号沿線で7地点、一般地域1地点、北陸自動車道沿線6地点で調査を行ったほか、振動については、国道8号沿線1地点で調査を行いました。

#### 2 調査状況

市内の騒音調査の結果、下記の22項目のうち、16項目で環境基準を達成し、達成率は72.7%でした。

番号	区分	対象 箇所数	R2年度 達成箇所数		R3年度 達成箇所数	
			昼	夜	昼	夜
1	国道8号沿線	4	5	4	3	1
2	一般地域	1	1	2	1	1
3	北陸自動車道沿線	6	15	13	6	4
達成項目数			40/46 箇所		16/22 箇所	
環境基準達成率 (%)			84.0		72.7	

※環境基準の無い地点については、周辺環境が類似した地点を類推し環境基準としています。

※令和3年度、調査箇所を46箇所から22箇所へ変更しています。

#### 3 環境基準等

##### (1) 騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼 間	夜 間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注)

ア 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

イ AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

ウ Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

エ Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

オ Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域とする。



ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

## (2) 自動車騒音に係る要請限度

市町村が道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに公安委員会へ要請するための比較値。

(等価騒音レベル)

	区 域 の 区 分	時間の区分	
		昼 間	夜 間
1	a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
4	幹線交通を担う道路に近接する区域	75デシベル	70デシベル

備考 ア a 区域、b 区域及びc 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

(ア) a 区域 専ら住居の用に供される区域

(イ) b 区域 主として住居の用に供される区域

(ウ) c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

- イ 車線とは、1縦列の自動車（2輪のものを除く。）が、安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- ウ 昼間とは午前6時から午後10時までの間、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。
- エ 幹線交通を担う道路とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1項に規定する自動車専用道路をいう。
- オ 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は1から3の区域の区分に係わらず4の区域の限度とする。

### (3) 道路交通振動に係る要請限度

(振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度)

(80%ワジの上端値)

区域の区分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第1種区域	(午前8時～午後7時) 65デシベル	(午後7時～午前8時) 60デシベル
第2種区域	(午前8時～午後8時) 70デシベル	(午後8時～午前8時) 65デシベル

備考 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

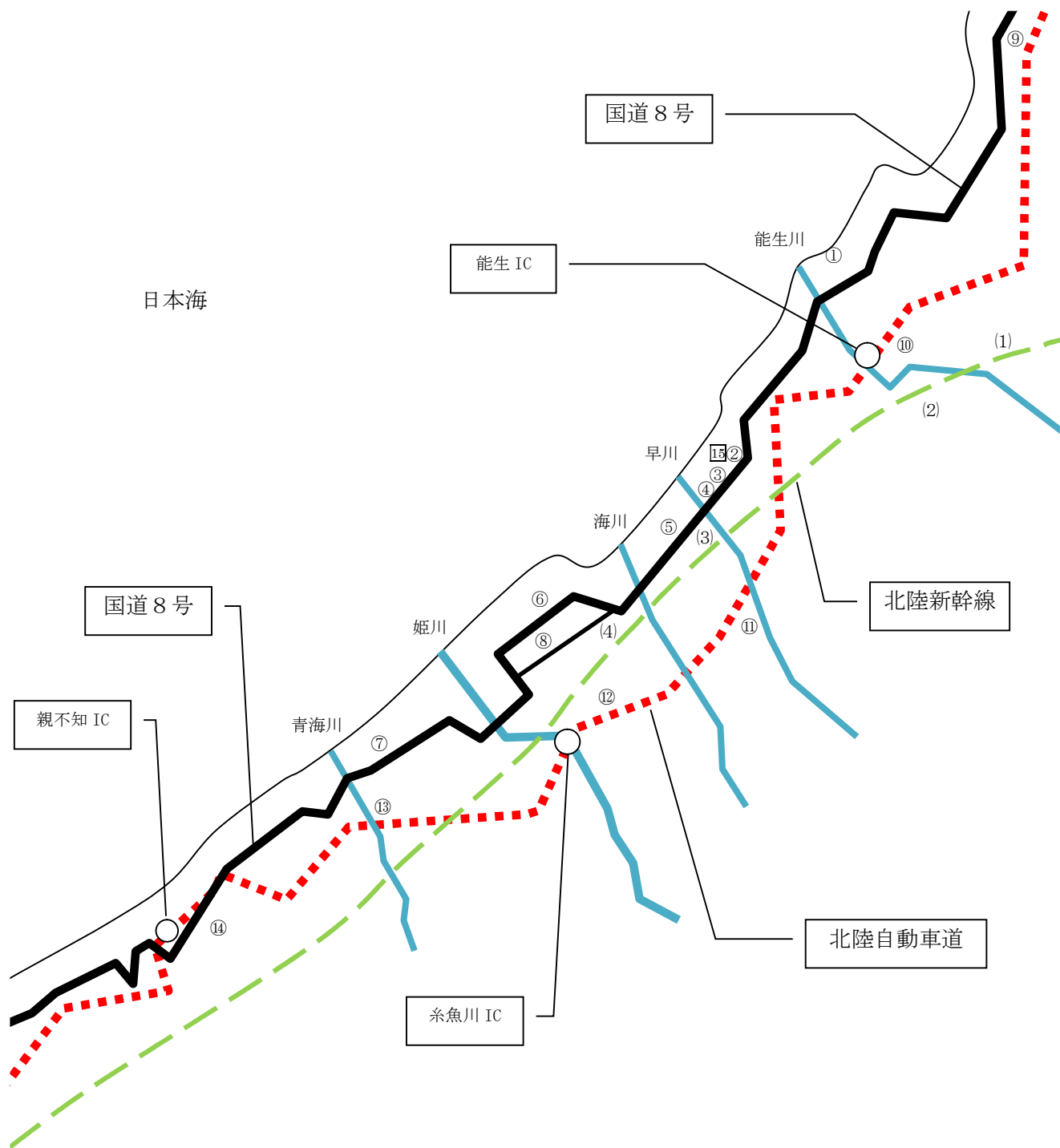
#### 第1種区域

良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。

#### 第2種区域

住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

図 3-1 騒音・振動 測定位置



- ①～⑦ 国道 8 号沿線 騒音測定位置
- ⑧ 一般地域 騒音測定位置
- ⑨～⑭ 北陸自動車道沿線 騒音測定位置
- 15 振動測定位置
- (1)～(4) 北陸新幹線沿線地域騒音測定位置

#### 4 調査結果

##### (1) 国道8号沿線 騒音調査結果

国道8号沿線の自動車交通騒音は能生、間脇、中浜、中宿、田伏、寺地で環境基準が未達成でした。

表3-1 国道8号沿線 騒音調査結果

測定場所	測定期間	測定結果 (dB)		環境基準 (dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
①能生	令和4年01月06日～07日	71	70	70	65
②間脇	令和3年12月14日～15日	74	70		
③中浜	令和3年12月14日～15日	71	67		
④中宿	令和3年11月16日～17日	72	69		
⑤田伏	令和3年11月16日～17日	68	66		
⑥寺町	令和3年11月01日～02日	66	62		
⑦寺地	令和3年11月29日～30日	68	66		

※②～⑤は環境基準のない地点ですが、騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音状況の常時監視に係る事務の処理基準に基づき、環境基準を適用しています。

##### (2) 自動車騒音常時監視調査結果

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、市内における自動車騒音の状況を常時監視し、幹線道路沿線及び道路に面する地域における環境基準達成状況等を調査したものの。調査については、5か年の実施計画に基づき調査を行い、令和3年度分の評価対象は全体で1,092戸あり、昼夜ともに環境基準が未達成の地点はありませんでした。

表3-2 自動車騒音常時監視調査結果

評価実施年度	路線名	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価結果				
				評価対象住居等戸数	昼・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼・夜間とも基準値超過
3	北陸自動車道	田海	青海	40	40	0	0	0
3	北陸自動車道	歌	外波	39	39	0	0	0
3	一般国道8号	青海	青海	11	2	9	0	0
3	一般国道8号	市振	市振	154	140	14	0	0
3	一般国道8号	梶屋敷	大和川	107	107	0	0	0
3	一般県道上路市振停車場線	上路	市振	16	16	0	0	0
3	一般県道橋立青海停車場線1	橋立	青海	67	67	0	0	0
3	一般県道橋立青海停車場線1	青海	青海	80	80	0	0	0
3	一般県道橋立青海停車場線2	青海	青海	36	36	0	0	0
3	一般県道姫川港青海線	須沢	青海	448	448	0	0	0

3	一般県道姫川港 青海線	寺島	須沢	72	72	0	0	0
3	一般県道親不知 外波線	歌	外波	22	22	0	0	0

### (3) 一般地域 騒音調査結果

糸魚川地域 大町で実施した一般環境騒音調査は、環境基準を下回りました。

表 3-3 一般地域 騒音調査結果

測定場所	測定期間	測定結果 (dB)		環境基準 (dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
⑪大町	令和3年11月29日～30日	45	40	60	50

### (4) 北陸自動車道沿線 騒音調査結果

北陸自動車道沿線の自動車騒音は遮音化が進んでいますが、田屋、一の宮で環境基準が未達成でした。依然、沿線地区からの騒音対策に対する要望もあることから、調査を継続し、新潟県高速道路交通公害対策協議会を通じて、管理者である東日本高速道路株式会社に対し、引き続き防音対策の充実を要請していきます。

表 3-4 北陸自動車道沿線 環境騒音調査結果

測定場所	測定期間	測定結果 (dB)		環境基準 (dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
⑬大洞	令和3年10月19日～10月20日	57	49	65	60
⑭駅南	令和3年10月07日～10月08日	56	56	65	60
⑱田屋	令和3年10月19日～10月20日	61	53	65	60
⑳一の宮	令和3年10月07日～10月08日	57	55	60	55
㉑青海	令和3年10月13日～10月14日	67	65	70	65
㉒歌	令和3年10月13日～10月14日	53	51	65	60

※環境基準の無い地点については、周辺環境が類似した地点を類推し環境基準としています。

### (5) 振動調査結果

道路に関する振動の環境基準はありませんが、道路管理者等へ道路の修繕等を要請できる値（要請限度）があります。第一種区域の要請限度と測定値を比較すると、要請限度を下回る数値でした。

表 3-5 振動調査結果

測定場所	測定期間	測定結果 (dB)		要請限度 (dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
28 間脇	令和3年12月14日～15日	47	47	65	60

### (6) 北陸新幹線沿線地域騒音調査結果

新潟県が、北陸新幹線沿線地域の「新幹線鉄道に係る環境基準」等の達成状況の把握を目的とした、騒音調査を実施しました。全地域で環境基準が未達成でした。引き続きJR、鉄道・運輸機構等に対し各種騒音防止対策の推進を要請していきます。

表 3-6 北陸新幹線沿線地域騒音調査結果

調査地域	地域の類型	騒音レベル (dB)	列車速度 (km/時)	騒音環境基準
(1) 柱道	I	73	256	70
(2) 小見	I	71	257	
(3) 梶屋敷	I	71	240	
(4) 南寺町	I	71	111	

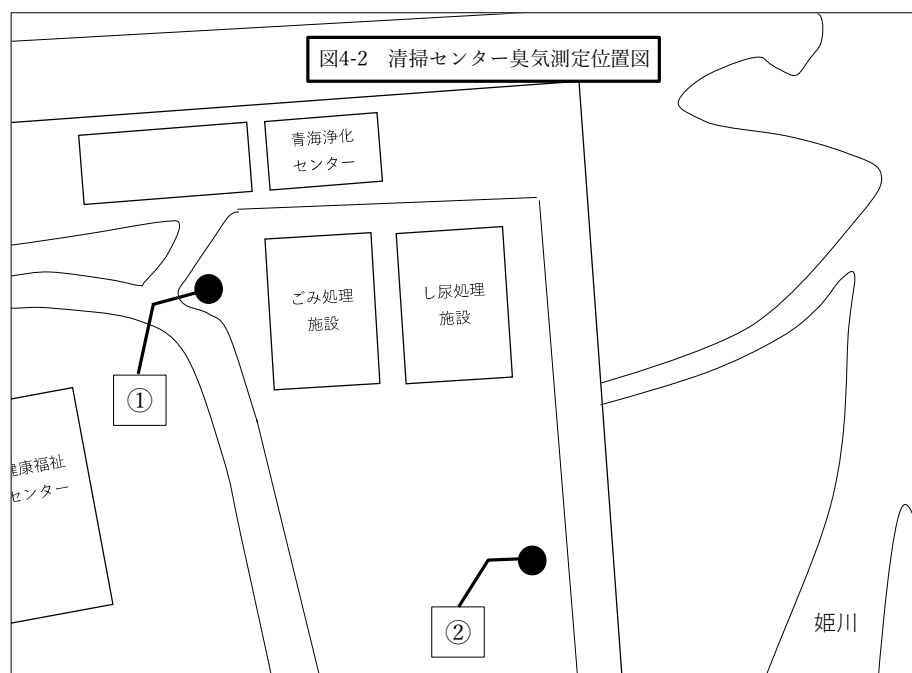
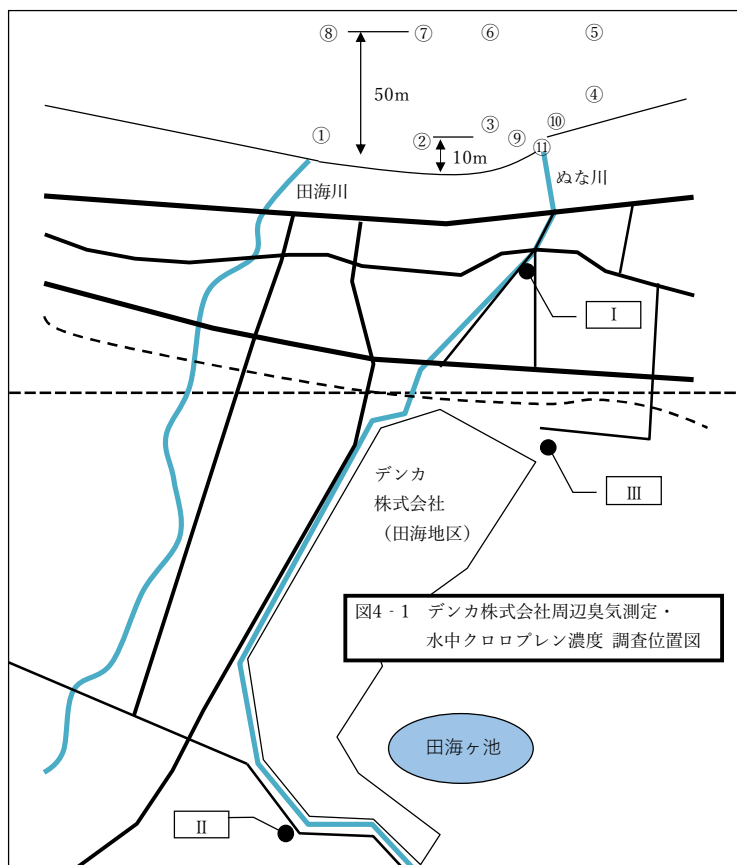
※網掛けは環境基準を未達成。 ・騒音環境基準：地域の類型 I

# IV 悪臭

## 1 調査概要

令和3年度は糸魚川市清掃センターの2地点及びデンカ株式会社（田海）周辺の3地点で大気中の臭気指数調査を行いました。

また、液体で特有の臭気を有することから、ぬな川河口と周辺海域11地点で水中のクロロプレン濃度調査を行いました。



## 2 調査状況

市内の悪臭調査の結果、下記の8項目のうち全項目で環境基準を達成し、達成率は100%でした。

番号	区分	測定時期	R2年度 達成状況	R3年度 達成状況
1	糸魚川市清掃センター 風上側		○	○
2	糸魚川市清掃センター 風下側		○	○
3	田海総合排水	定期修繕中	○	○
4	高畑地区	定期修繕中	○	○
5	今村新田地区	定期修繕中	○	○
6	田海総合排水	通常稼働中	○	○
7	高畑地区	通常稼働中	○	○
8	今村新田地区	通常稼働中	○	○
達成項目数 (8箇所中)			8	8
環境基準達成率 (%)			100	100

## 3 臭気規制基準

区分	敷地境界			排水
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第1種区域
規制基準	10	12	13	26

## 4 調査結果

### (1) 糸魚川市清掃センター 臭気測定結果

敷地境界 風上側、風下側ともに臭気指数10未満であり、規制基準を達成しました。

表4-1 糸魚川市清掃センター 臭気測定結果

測定日 令和3年8月31日

	採取地点	臭気 指数	規制 基準	採取 時刻	天候	気温 (℃)	相対湿度 (%)	風向	風速 (m/s)
①	敷地境界風上側	10 未満	13	11:58	晴	31.2	61	静穏	静穏
②	敷地境界風下側	10 未満	13	12:05	晴	29.0	66	静穏	静穏

### (2) デンカ株式会社(田海地区)周辺 臭気測定結果

デンカ株式会社(田海地区)周辺では、いずれの値も規制基準を達成しました。

表4-2 デンカ株式会社(田海地区)周辺 臭気測定結果

定期修繕期間中 測定日 令和3年10月21日

	採取地点	臭気 指数	規制 基準	採取 時刻	気温 (℃)	相対湿度 (%)	風向	風速 (m/s)
I	田海総合排水	18	26	10:16	13.0	—	—	—
II	高畑地区	10 未満	13	9:55	12.1	14	静穏	静穏
III	今村新田地区	10 未満	13	10:05	12.9	65	西	1.5



通常稼働時

測定日 令和3年12月21日

採取地点		臭気 指数	規制 基準	採取 時刻	気温 (℃)	相対湿度 (%)	風向	風速 (m/s)
I	田海総合排水	20	26	10:11	12.0	—	—	—
II	高畑地区	10 未満	13	9:53	11.4	61	静穏	—
III	今村新田地区	10 未満	13	10:02	12.0	63	西	2.5

(3) 水中クロロプレレン濃度測定結果

ぬな川河口の河川水中及び海水中のクロロプレレン濃度はいずれも低い濃度で推移しています。

表4-3 水中クロロプレレン濃度測定結果

① 海水

採水日	令和3年6月9日			令和3年8月20日		
採水 地点	濃度 ( $\mu\text{g/L}$ )	採水時刻	採水温度 (℃)	濃度 ( $\mu\text{g/L}$ )	採水時刻	採水温度 (℃)
①	5 未満	8:08	18.9	5 未満	8:05	25.4
②	5 未満	8:12	18.0	5 未満	8:06	26.0
③	7	8:15	22.1	5 未満	8:12	25.5
④	5 未満	8:20	17.7	5 未満	8:17	22.5
⑤	5 未満	8:18	17.0	5 未満	8:15	21.8
⑥	5 未満	8:14	18.6	5 未満	8:09	24.8
⑦	5 未満	8:10	17.9	5 未満	8:07	26.2
⑧	5 未満	8:06	19.0	5 未満	8:02	25.2
⑨	5 未満	8:53	21.0	5 未満	8:46	26.4
⑩	5 未満	8:48	19.8	5 未満	8:43	25.6

② 河川水 (採水地点 ⑪)

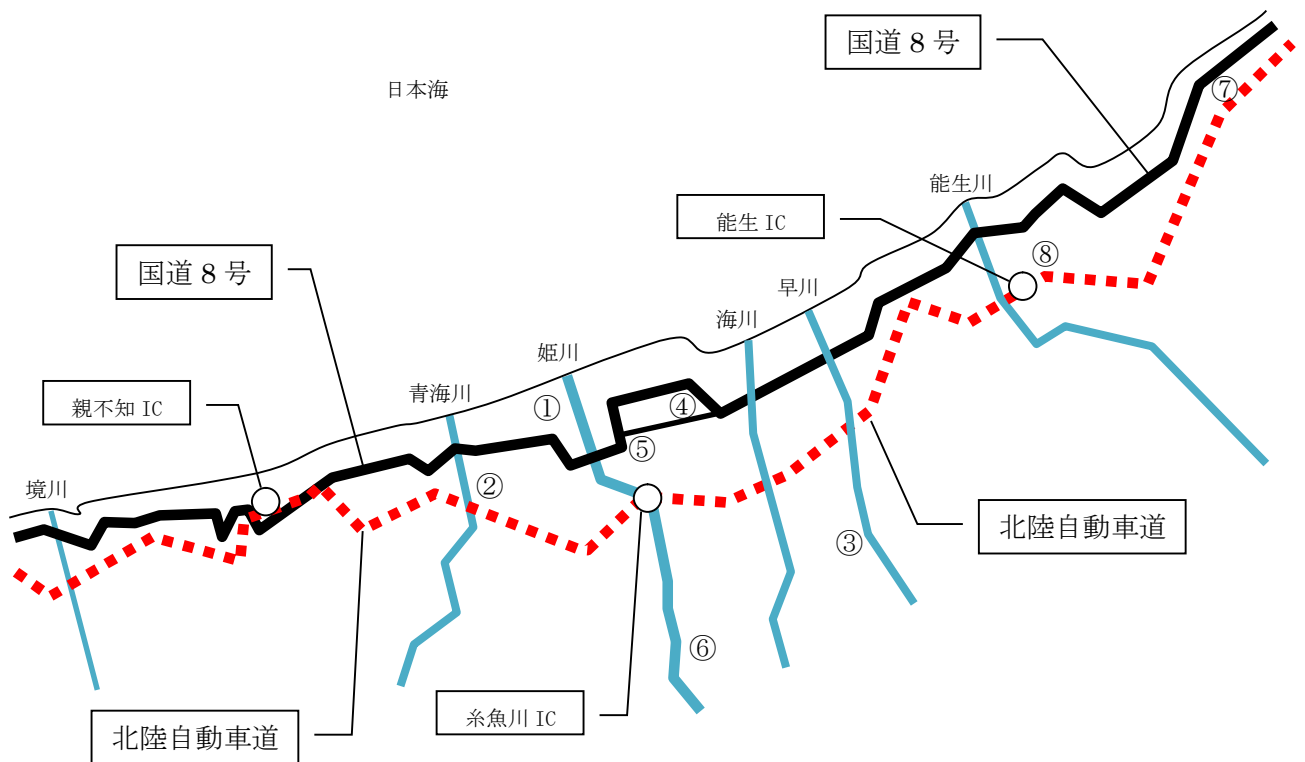
採水日	令和3年					令和4年
	4月8日	6月9日	8月20日	10月13日	12月2日	2月10日
濃度 ( $\mu\text{g/L}$ )	5 未満	10	19	5 未満	5 未満	5 未満
採水時刻	10:37	8:55	8:48	10:06	10:45	10:49
採水温度 (℃)	21.1	24.5	27.0	18.1	13.3	17.0

## V 空間放射線量

### 1 調査概要

東京電力福島第一原子力発電所での事故に伴い、市内の放射線量の状況を把握するため、市内保育園、幼稚園、小・中学校から抽出した8か所で空間放射線量測定を行いました。

図5-1 放射線量測定位置図



①田沢幼稚園	②青海小学校	③下早川小学校	④糸魚川東小学校
⑤糸魚川小学校	⑥大野小学校	⑦筒石保育園	⑧能生中学校

## 2 調査結果

空間放射線量は、県内で通常に観測される値の範囲内でした。

■通常値 0.016～0.16  $\mu$ Sv/h (マイクロシーベルト/時)

(既設の柏崎刈羽原子力発電所周辺におけるモニタリングポストの値)

■測定器 NaI シンチレーションサーベイメータ

測定日	測定地点	天候	測定値 ( $\mu$ Sv/h)
			地上 50 c m
4月27日	筒石保育園	晴	0.060
4月27日	能生中学校	晴	0.047
4月27日	下早川小学校	晴	0.110
4月27日	糸魚川東小学校	晴	0.046
4月27日	糸魚川小学校	晴	0.048
4月27日	大野小学校	晴	0.064
4月27日	田沢幼稚園	晴	0.054
4月27日	青海小学校	晴	0.112
6月24日	筒石保育園	晴	0.074
6月24日	能生中学校	晴	0.054
6月24日	下早川小学校	晴	0.108
6月24日	糸魚川東小学校	晴	0.068
6月24日	糸魚川小学校	晴	0.046
6月24日	大野小学校	晴	0.066
6月24日	田沢幼稚園	晴	0.064
6月24日	青海小学校	晴	0.112
8月31日	筒石保育園	晴	0.066
8月31日	能生中学校	晴	0.058
8月31日	下早川小学校	晴	0.106
8月31日	糸魚川東小学校	晴	0.062
8月31日	糸魚川小学校	晴	0.050
8月31日	大野小学校	曇	0.072
8月31日	田沢幼稚園	晴	0.068
8月31日	青海小学校	曇	0.112

測定日	測定地点	天候	測定値 ( $\mu$ Sv/h)
			地上 50 c m
10月26日	筒石保育園	曇	0.070
10月26日	能生中学校	曇	0.062
10月26日	下早川小学校	曇	0.112
10月26日	糸魚川東小学校	曇	0.074
10月26日	糸魚川小学校	曇	0.048
10月26日	大野小学校	曇	0.068
10月26日	田沢幼稚園	曇	0.068
10月26日	青海小学校	曇	0.114
12月15日	筒石保育園	曇	0.070
12月15日	能生中学校	曇	0.062
12月15日	下早川小学校	曇	0.114
12月15日	糸魚川東小学校	曇	0.070
12月15日	糸魚川小学校	曇	0.050
12月15日	大野小学校	晴	0.066
12月15日	田沢幼稚園	晴	0.074
12月15日	青海小学校	晴	0.112
2月16日	筒石保育園	曇	0.064
2月16日	能生中学校	雪	0.064
2月16日	下早川小学校	雪	0.046
2月16日	糸魚川東小学校	曇	0.074
2月16日	糸魚川小学校	曇	0.052
2月16日	大野小学校	雪	0.048
2月16日	田沢幼稚園	曇	0.078
2月16日	青海小学校	曇	0.140
3月16日	筒石保育園	晴	0.076
3月16日	能生中学校	晴	0.044
3月16日	下早川小学校	晴	0.062
3月16日	糸魚川東小学校	晴	0.044
3月16日	糸魚川小学校	晴	0.032
3月16日	大野小学校	晴	0.046
3月16日	田沢幼稚園	晴	0.048
3月16日	青海小学校	晴	0.094

## VI 清掃センター

### 1 調査概要

糸魚川市清掃センターでは、地元との協定等に基づき、定期的に環境測定を実施しています。

※注1 検査結果の「未満」表示は、現在の分析精度で最も小さい値より少なかったことを意味します。

※注2 基準値中「検出されないこと」となっている場合でも、※注1の数値以下は測定できないため、「検出されないこと」と同等です。

### 2 調査結果

(1) ごみ処理施設 (所在地: 須沢2051番地2) ※ストーカ式焼却方式 48トン/日 (24t/24h × 2炉)

#### ア 排ガス

分析項目	単位	採取日						基準値
		R3. 5. 10	R3. 5. 11	R3. 11. 16	R3. 11. 16	R3. 11. 27	R3. 11. 27	
		1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	
ばいじん量	g/m <sup>3</sup>	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.001	—	—	0.01以下
硫酸化物	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup>	1	4	7	2	—	—	50以下
窒素酸化物	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup>	45	49	52	56	—	—	100以下
塩化水素	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup>	10	15	18	9	—	—	50以下
全水銀	μg/m <sup>3</sup> N	8.9	4.3	—	—	9.2	7.6	30以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup>	0.033	0.0086	—	—	—	—	0.1以下

\*廃棄物処理法に基づく、維持管理計画上の基準

#### イ 飛灰 (ばいじん)

分析項目	単位	採取日							基準値
		R3. 4. 15	R3. 5. 24	R3. 6. 17	R3. 8. 2	R3. 10. 4	R3. 12. 3	R4. 2. 1	
カドミウム又はその化合物	mg/l	0.005 未満	—	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.09以下
鉛又はその化合物	mg/l	0.01 未満	—	0.01 未満	0.01	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.3以下
六価クロム化合物	mg/l	0.02 未満	—	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	1.5以下
砒素又はその化合物	mg/l	0.01 未満	—	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.3以下
水銀又はその化合物	mg/l	0.0005 未満	—	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005以下
アルキル水銀化合物	mg/l	0.0005 未満	—	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと (注2)
セレン又はその化合物	mg/l	0.01 未満	—	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.3以下
1,4-ジオキサン	mg/l	0.05 未満	—	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/g	—	0.27	—	—	—	—	—	3以下

\*金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令

\*廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令

#### ウ 焼却灰

分析項目	単位	採取日		基準値
		R3. 5. 24	R3. 10. 5	
カドミウム又はその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.09以下
鉛又はその化合物	mg/l	0.02	0.01 未満	0.3以下
六価クロム化合物	mg/l	0.02 未満	0.02 未満	1.5以下
砒素又はその化合物	mg/l	0.01 未満	0.01 未満	0.3以下
水銀またはその化合物	mg/l	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005以下
アルキル水銀化合物	mg/l	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと (注2)
セレン又はその化合物	mg/l	0.01 未満	0.01 未満	0.3以下
1,4-ジオキサン	mg/l	0.05 未満	0.05 未満	0.5以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/g	0	—	3以下

\*金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令

\*廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令

## (2) 一般廃棄物最終処分場 (所在地: 大野5257番地1) ※令和3年4月埋立開始

## ア 放流水

分析項目	単位	採取日				基準値
		R3.4.16	R3.5.13	R3.6.10	R3.7.8	
水素イオン濃度 (pH)	PH	8.4	8.3	8.2	8.2	5.8以上～8.6以下
生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5	20以下
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	1.8	1.7	1.7	2.3	20以下
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	20以下
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱物油)	mg/ℓ	—	0.5 未満	—	—	5以下
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油)	mg/ℓ	—	0.5 未満	—	—	30以下
フェノール類含有量	mg/ℓ	—	0.05 未満	—	—	5以下
銅含有量	mg/ℓ	—	0.01 未満	—	—	3以下
亜鉛含有量	mg/ℓ	—	0.10	—	—	2以下
溶解性鉄含有量	mg/ℓ	—	0.01 未満	—	—	10以下
溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	—	0.01 未満	—	—	10以下
クロム含有量	mg/ℓ	—	0.01 未満	—	—	2以下
ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	—	0.5 未満	—	—	15以下
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	0	0	0	0	3,000以下
窒素含有量	mg/ℓ	—	0.6	—	—	120以下
リン含有量	mg/ℓ	—	0.02	—	—	16以下
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03以下
シアン化合物	mg/ℓ	—	0.1 未満	—	—	1以下
有機リン化合物	mg/ℓ	—	0.1 未満	—	—	1以下
鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1以下
六価クロム化合物	mg/ℓ	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.5以下
砒素及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.005以下
アルキル水銀化合物	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと (※注2)
ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	—	0.0005 未満	—	—	0.003以下
トリクロロエチレン	mg/ℓ	—	0.001 未満	—	—	0.1以下
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	—	0.001 未満	—	—	0.1以下
ジクロロメタン	mg/ℓ	—	0.02 未満	—	—	0.2以下
四塩化炭素	mg/ℓ	—	0.002 未満	—	—	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	—	0.004 未満	—	—	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	0.02 未満	—	—	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	0.04 未満	—	—	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	0.001 未満	—	—	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	0.006 未満	—	—	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	—	0.002 未満	—	—	0.02以下
チウラム	mg/ℓ	—	0.006 未満	—	—	0.06以下
シマジン	mg/ℓ	—	0.003 未満	—	—	0.03以下
チオベンカルブ	mg/ℓ	—	0.02 未満	—	—	0.2以下
ベンゼン	mg/ℓ	—	0.01 未満	—	—	0.1以下
セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1以下
ほう素及びその化合物	mg/ℓ	—	0.15	—	—	50以下
アンモニア性窒素	mg/ℓ	—	0.05	—	—	—
硝酸性窒素	mg/ℓ	—	0.44	—	—	—
亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	0.01 未満	—	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	mg/ℓ	—	1 未満	—	—	200以下
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	—	0.05 未満	—	—	0.5以下
透視度	度	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	—
溶存酸素量 (DO)	mg/ℓ	—	10.4	—	—	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	—	0.00059	—	—	10以下

\*一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

\*ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

分析項目	単位	採取日				基準値
		R3.8.12	R3.9.9	R3.10.14	R3.11.11	
水素イオン濃度 (pH)	PH	8.3	8.2	8.2	8.4	5.8以上～8.6以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.7	20以下
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	2.3	2.3	2.2	1.9	20以下
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	20以下
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱物油)	mg/ℓ	—	—	—	0.5 未満	5以下
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油)	mg/ℓ	—	—	—	0.5 未満	30以下
フェノール類含有量	mg/ℓ	—	—	—	0.05 未満	5以下
銅含有量	mg/ℓ	—	—	—	0.01 未満	3以下
亜鉛含有量	mg/ℓ	—	—	—	0.09	2以下
溶解性鉄含有量	mg/ℓ	—	—	—	0.01 未満	10以下
溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	—	—	—	0.01 未満	10以下
クロム含有量	mg/ℓ	—	—	—	0.01 未満	2以下
ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	—	—	—	0.5 未満	15以下
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	0	0	0	0	3,000以下
窒素含有量	mg/ℓ	—	—	—	0.9	120以下
リン含有量	mg/ℓ	—	—	—	0.03	16以下
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03以下
シアン化合物	mg/ℓ	—	—	—	0.1 未満	1以下
有機リン化合物	mg/ℓ	—	—	—	0.1 未満	1以下
鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1以下
六価クロム化合物	mg/ℓ	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.5以下
砒素及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.005以下
アルキル水銀化合物	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと (※注2)
ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	—	—	—	0.0005 未満	0.003以下
トリクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	0.001 未満	0.1以下
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	0.001 未満	0.1以下
ジクロロメタン	mg/ℓ	—	—	—	0.02 未満	0.2以下
四塩化炭素	mg/ℓ	—	—	—	0.002 未満	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	0.004 未満	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	0.02 未満	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	0.04 未満	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	0.001 未満	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	0.006 未満	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	—	—	—	0.002 未満	0.02以下
チウラム	mg/ℓ	—	—	—	0.006 未満	0.06以下
シマジン	mg/ℓ	—	—	—	0.003 未満	0.03以下
チオベンカルブ	mg/ℓ	—	—	—	0.02 未満	0.2以下
ベンゼン	mg/ℓ	—	—	—	0.01 未満	0.1以下
セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1以下
ほう素及びその化合物	mg/ℓ	—	—	—	0.18	50以下
アンモニア性窒素	mg/ℓ	—	—	—	0.05 未満	—
硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	0.72	—
亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	0.01 未満	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	mg/ℓ	—	—	—	1 未満	200以下
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	—	—	—	0.05 未満	0.5以下
透視度	度	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	—
溶存酸素量 (DO)	mg/ℓ	—	—	—	9.6	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	—	—	—	0.00088	10以下

\*一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令  
\*ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

分析項目	単位	採取日				基準値
		R3. 12. 9	R4. 1. 13	R4. 2. 9	R4. 3. 10	
水素イオン濃度 (pH)	PH	8. 2	8. 3	8. 3	8. 3	5. 8以上～8. 6以下
生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	0. 5 未満	0. 5	0. 5 未満	0. 5 未満	20以下
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	1. 6	1. 7	1. 6	1. 7	20以下
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	1 未満	1 未満	1 未満	2	20以下
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱物油)	mg/ℓ	—	—	—	—	5以下
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油)	mg/ℓ	—	—	—	—	30以下
フェノール類含有量	mg/ℓ	—	—	—	—	5以下
銅含有量	mg/ℓ	—	—	—	—	3以下
亜鉛含有量	mg/ℓ	—	—	—	—	2以下
溶解性鉄含有量	mg/ℓ	—	—	—	—	10以下
溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	—	—	—	—	10以下
クロム含有量	mg/ℓ	—	—	—	—	2以下
ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	—	—	—	—	15以下
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	0	0	0	0	3, 000以下
窒素含有量	mg/ℓ	—	—	—	—	120以下
リン含有量	mg/ℓ	—	—	—	—	16以下
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 03以下
シアン化合物	mg/ℓ	—	—	—	—	1以下
有機リン化合物	mg/ℓ	—	—	—	—	1以下
鉛及びその化合物	mg/ℓ	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 1以下
六価クロム化合物	mg/ℓ	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 5以下
砒素及びその化合物	mg/ℓ	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 1以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 005以下
アルキル水銀化合物	mg/ℓ	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	検出されないこと (※注2)
ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 003以下
トリクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 1以下
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 1以下
ジクロロメタン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 2以下
四塩化炭素	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 02以下
1, 2-ジクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 04以下
1, 1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	1以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 4以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	3以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 06以下
1, 3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 02以下
チウラム	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 06以下
シマジン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 03以下
チオベンカルブ	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 2以下
ベンゼン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 1以下
セレン及びその化合物	mg/ℓ	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 1以下
ほう素及びその化合物	mg/ℓ	—	—	—	—	50以下
アンモニア性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—
硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素に0. 4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	mg/ℓ	—	—	—	—	200以下
1, 4-ジオキサン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 5以下
透視度	度	100 以上	100 以上	100 以上	73	—
溶存酸素量 (DO)	mg/ℓ	—	—	—	—	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	—	—	—	—	10以下

\*一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

\*ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令



イ 流入水

分析項目	単位	採取日				基準値
		R3. 4. 16	R3. 5. 13	R3. 6. 10	R3. 7. 8	
水素イオン濃度 (pH)	pH	—	8.2	—	—	—
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	—	1.1	—	—	—
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	—	1.5	—	—	—
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	—	1 未満	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱物油)	mg/ℓ	—	0.5 未満	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油)	mg/ℓ	—	0.5 未満	—	—	—
フェノール類含有量	mg/ℓ	—	0.05 未満	—	—	—
銅含有量	mg/ℓ	—	0.01 未満	—	—	—
亜鉛含有量	mg/ℓ	—	0.14	—	—	—
溶解性鉄含有量	mg/ℓ	—	0.01 未満	—	—	—
溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	—	0.01	—	—	—
クロム含有量	mg/ℓ	—	0.01 未満	—	—	—
ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	—	0.5 未満	—	—	—
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	—	0	—	—	—
窒素含有量	mg/ℓ	—	0.6	—	—	—
リン含有量	mg/ℓ	—	0.02	—	—	—
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	—
シアン化合物	mg/ℓ	—	0.1 未満	—	—	—
有機リン化合物	mg/ℓ	—	0.1 未満	—	—	—
鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	—
六価クロム化合物	mg/ℓ	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	—
砒素及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	—
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	—
アルキル水銀化合物	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	—
ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	—	0.0005 未満	—	—	—
トリクロロエチレン	mg/ℓ	—	0.001 未満	—	—	—
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	—	0.001 未満	—	—	—
ジクロロメタン	mg/ℓ	—	0.02 未満	—	—	—
四塩化炭素	mg/ℓ	—	0.002 未満	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	—	0.004 未満	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	0.02 未満	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	0.04 未満	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	0.001 未満	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	0.006 未満	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	—	0.002 未満	—	—	—
チウラム	mg/ℓ	—	0.006 未満	—	—	—
シマジン	mg/ℓ	—	0.003 未満	—	—	—
チオベンカルブ	mg/ℓ	—	0.02 未満	—	—	—
ベンゼン	mg/ℓ	—	0.01 未満	—	—	—
セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	—
ほう素及びその化合物	mg/ℓ	—	0.15	—	—	—
アンモニア性窒素	mg/ℓ	—	0.05 未満	—	—	—
硝酸性窒素	mg/ℓ	—	0.42	—	—	—
亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	0.01 未満	—	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	mg/ℓ	—	1 未満	—	—	—
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	—	0.05 未満	—	—	—
透視度	度	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	—	0.024	—	—	—

分析項目	単位	採取日				基準値
		R3. 8. 12	R3. 9. 9	R3. 10. 14	R3. 11. 11	
水素イオン濃度 (pH)	pH	—	—	—	8.3	—
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	—	—	—	1.2	—
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	—	—	—	2.0	—
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	—	—	—	1 未満	—
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱物油)	mg/ℓ	—	—	—	0.5 未満	—
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油)	mg/ℓ	—	—	—	0.5 未満	—
フェノール類含有量	mg/ℓ	—	—	—	0.05 未満	—
銅含有量	mg/ℓ	—	—	—	0.01 未満	—
亜鉛含有量	mg/ℓ	—	—	—	0.13	—
溶解性鉄含有量	mg/ℓ	—	—	—	0.02	—
溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	—	—	—	0.01	—
クロム含有量	mg/ℓ	—	—	—	0.01 未満	—
ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	—	—	—	0.5 未満	—
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	—	—	—	1	—
窒素含有量	mg/ℓ	—	—	—	0.7	—
リン含有量	mg/ℓ	—	—	—	0.03	—
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	—
シアン化合物	mg/ℓ	—	—	—	0.1 未満	—
有機リン化合物	mg/ℓ	—	—	—	0.1 未満	—
鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	—
六価クロム化合物	mg/ℓ	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	—
砒素及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	—
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	—
アルキル水銀化合物	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	—
ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	—	—	—	0.0005 未満	—
トリクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	0.001 未満	—
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	0.001 未満	—
ジクロロメタン	mg/ℓ	—	—	—	0.02 未満	—
四塩化炭素	mg/ℓ	—	—	—	0.002 未満	—
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	0.004 未満	—
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	0.02 未満	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	0.04 未満	—
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	0.001 未満	—
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	0.006 未満	—
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	—	—	—	0.002 未満	—
チウラム	mg/ℓ	—	—	—	0.006 未満	—
シマジン	mg/ℓ	—	—	—	0.003 未満	—
チオベンカルブ	mg/ℓ	—	—	—	0.02 未満	—
ベンゼン	mg/ℓ	—	—	—	0.01 未満	—
セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	—
ほう素及びその化合物	mg/ℓ	—	—	—	0.18	—
アンモニア性窒素	mg/ℓ	—	—	—	0.05 未満	—
硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	0.64	—
亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	0.01 未満	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	mg/ℓ	—	—	—	1 未満	—
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	—	—	—	0.05 未満	—
透視度	度	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	—	—	—	0.018	—

分析項目	単位	採取日				基準値
		R3. 12. 9	R4. 1. 13	R4. 2. 9	R4. 3. 10	
水素イオン濃度 (pH)	pH	—	—	—	—	—
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	—	—	—	—	—
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	—	—	—	—	—
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	—	—	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱物油)	mg/ℓ	—	—	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油)	mg/ℓ	—	—	—	—	—
フェノール類含有量	mg/ℓ	—	—	—	—	—
銅含有量	mg/ℓ	—	—	—	—	—
亜鉛含有量	mg/ℓ	—	—	—	—	—
溶解性鉄含有量	mg/ℓ	—	—	—	—	—
溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	—	—	—	—	—
クロム含有量	mg/ℓ	—	—	—	—	—
ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	—	—	—	—	—
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	—	—	—	—	—
窒素含有量	mg/ℓ	—	—	—	—	—
リン含有量	mg/ℓ	—	—	—	—	—
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	—
シアン化合物	mg/ℓ	—	—	—	—	—
有機リン化合物	mg/ℓ	—	—	—	—	—
鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	—
六価クロム化合物	mg/ℓ	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	—
砒素及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	—
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	—
アルキル水銀化合物	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	—
ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—
ジクロロメタン	mg/ℓ	—	—	—	—	—
四塩化炭素	mg/ℓ	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	—	—	—	—	—
チウラム	mg/ℓ	—	—	—	—	—
シマジン	mg/ℓ	—	—	—	—	—
チオベンカルブ	mg/ℓ	—	—	—	—	—
ベンゼン	mg/ℓ	—	—	—	—	—
セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	—
ほう素及びその化合物	mg/ℓ	—	—	—	—	—
アンモニア性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—
硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	mg/ℓ	—	—	—	—	—
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	—	—	—	—	—
透視度	度	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	—	—	—	—	—

ウ 地下水（上井戸）

分析項目	単位	採取日				基準値
		R3. 4. 16	R3. 5. 13	R3. 6. 10	R3. 7. 8	
水素イオン濃度 (pH)	pH	8.3	8.5	8.4	8.1	—
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	0.8	0.7	0.5	0.8	—
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	2.4	2.1	2.3	3.4	—
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	11	4	3	3	—
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	6	0	1	16	—
カドミウム	mg/ℓ	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003以下
全シアン	mg/ℓ	—	0.1 未満	—	—	検出されないこと (※注2)
鉛	mg/ℓ	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01以下
六価クロム	mg/ℓ	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.05以下
砒素	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01以下
総水銀	mg/ℓ	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0005以下
アルキル水銀	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと (※注2)
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/ℓ	—	0.0005 未満	—	—	検出されないこと (※注2)
トリクロロエチレン	mg/ℓ	—	0.001 未満	—	—	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	—	0.001 未満	—	—	0.01以下
ジクロロメタン	mg/ℓ	—	0.002 未満	—	—	0.02以下
四塩化炭素	mg/ℓ	—	0.0002 未満	—	—	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	—	0.0004 未満	—	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	0.002 未満	—	—	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	0.004 未満	—	—	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	0.001 未満	—	—	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	0.0006 未満	—	—	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	—	0.0002 未満	—	—	0.002以下
チウラム	mg/ℓ	—	0.0006 未満	—	—	0.006以下
シマジン	mg/ℓ	—	0.0003 未満	—	—	0.003以下
チオベンカルブ	mg/ℓ	—	0.002 未満	—	—	0.02以下
ベンゼン	mg/ℓ	—	0.001 未満	—	—	0.01以下
セレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	0.05 未満	—	—	10以下
ふっ素	mg/ℓ	—	0.1 未満	—	—	0.8以下
ほう素	mg/ℓ	—	0.02	—	—	1以下
電気伝導率	μ S/cm	191	234	261	312	—
塩化物イオン	mg/ℓ	14	16	21	20	—
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	—	0.005 未満	—	—	0.05以下
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	mg/ℓ	—	0.0002 未満	—	—	0.002以下
透視度	度	20	50	60	65	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	—	0.065	—	—	1以下

\*一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

\*ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

分析項目	単位	採取日				基準値
		R3. 8. 12	R3. 9. 9	R3. 10. 14	R3. 11. 11	
水素イオン濃度 (pH)	pH	8. 2	7. 9	7. 9	7. 9	—
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	0. 7	1. 0	0. 9	0. 8	—
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	3. 3	3. 5	3. 9	3. 4	—
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	2	4	11	10	—
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	7, 000	2	0	0	—
カドミウム	mg/ℓ	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 003以下
全シアン	mg/ℓ	—	—	—	0. 1 未満	検出されないこと (※注2)
鉛	mg/ℓ	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 01以下
六価クロム	mg/ℓ	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 05以下
砒素	mg/ℓ	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 01以下
総水銀	mg/ℓ	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0005以下
アルキル水銀	mg/ℓ	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	検出されないこと (※注2)
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/ℓ	—	—	—	0. 0005 未満	検出されないこと (※注2)
トリクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	0. 001 未満	0. 01以下
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	0. 001 未満	0. 01以下
ジクロロメタン	mg/ℓ	—	—	—	0. 002 未満	0. 02以下
四塩化炭素	mg/ℓ	—	—	—	0. 0002 未満	0. 002以下
1, 2-ジクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	0. 0004 未満	0. 004以下
1, 1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	0. 002 未満	0. 1以下
1, 2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	0. 004 未満	0. 04以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	0. 001 未満	1以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	0. 0006 未満	0. 006以下
1, 3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	—	—	—	0. 0002 未満	0. 002以下
チウラム	mg/ℓ	—	—	—	0. 0006 未満	0. 006以下
シマジン	mg/ℓ	—	—	—	0. 0003 未満	0. 003以下
チオベンカルブ	mg/ℓ	—	—	—	0. 002 未満	0. 02以下
ベンゼン	mg/ℓ	—	—	—	0. 001 未満	0. 01以下
セレン	mg/ℓ	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	0. 05 未満	10以下
ふっ素	mg/ℓ	—	—	—	0. 1 未満	0. 8以下
ほう素	mg/ℓ	—	—	—	0. 02	1以下
電気伝導率	μ S/cm	362	397	417	324	—
塩化物イオン	mg/ℓ	25	21	18	11	—
1, 4-ジオキサン	mg/ℓ	—	—	—	0. 005 未満	0. 05以下
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	mg/ℓ	—	—	—	0. 0002 未満	0. 002以下
透視度	度	70	80	50	20	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	—	—	—	0. 087	1以下

\*一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

\*ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

分析項目	単位	採取日				基準値
		R3. 12. 9	R4. 1. 13	R4. 2. 9	R4. 3. 10	
水素イオン濃度 (pH)	pH	8.0	—	—	—	—
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	0.6	—	—	—	—
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	3.2	—	—	—	—
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	10	—	—	—	—
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	1	—	—	—	—
カドミウム	mg/ℓ	0.0003 未満	—	—	—	0.003以下
全シアン	mg/ℓ	—	—	—	—	検出されないこと (※注2)
鉛	mg/ℓ	0.005 未満	—	—	—	0.01以下
六価クロム	mg/ℓ	0.02 未満	—	—	—	0.05以下
砒素	mg/ℓ	0.001 未満	—	—	—	0.01以下
総水銀	mg/ℓ	0.0002 未満	—	—	—	0.0005以下
アルキル水銀	mg/ℓ	0.0005 未満	—	—	—	検出されないこと (※注2)
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/ℓ	—	—	—	—	検出されないこと (※注2)
トリクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.01以下
ジクロロメタン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.02以下
四塩化炭素	mg/ℓ	—	—	—	—	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.002以下
チウラム	mg/ℓ	—	—	—	—	0.006以下
シマジン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.003以下
チオベンカルブ	mg/ℓ	—	—	—	—	0.02以下
ベンゼン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.01以下
セレン	mg/ℓ	0.001 未満	—	—	—	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	10以下
ふっ素	mg/ℓ	—	—	—	—	0.8以下
ほう素	mg/ℓ	—	—	—	—	1以下
電気伝導率	μS/cm	341	—	—	—	—
塩化物イオン	mg/ℓ	11	—	—	—	—
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.05以下
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	mg/ℓ	—	—	—	—	0.002以下
透視度	度	16	—	—	—	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	—	—	—	—	1以下

\*一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

\*ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

\*1/13、2/9、3/10は、積雪のため採水できませんでした。

エ 地下水（下井戸）

分析項目	単位	採取日				基準値
		R3. 4. 16	R3. 5. 13	R3. 6. 10	R3. 7. 8	
水素イオン濃度 (pH)	pH	7.6	7.2	7.5	7.6	—
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	—
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	0.9	1.5	1.6	1.0	—
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	1	2	4	1	—
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	0	0	0	0	—
カドミウム	mg/ℓ	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003以下
全シアン	mg/ℓ	—	0.1 未満	—	—	検出されないこと (※注2)
鉛	mg/ℓ	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01以下
六価クロム	mg/ℓ	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.05以下
砒素	mg/ℓ	0.001	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.01以下
総水銀	mg/ℓ	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0005以下
アルキル水銀	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと (※注2)
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/ℓ	—	0.0005 未満	—	—	検出されないこと (※注2)
トリクロロエチレン	mg/ℓ	—	0.001 未満	—	—	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	—	0.001 未満	—	—	0.01以下
ジクロロメタン	mg/ℓ	—	0.002 未満	—	—	0.02以下
四塩化炭素	mg/ℓ	—	0.0002 未満	—	—	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	—	0.0004 未満	—	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	0.002 未満	—	—	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	0.004 未満	—	—	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	0.001 未満	—	—	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	0.0006 未満	—	—	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	—	0.0002 未満	—	—	0.002以下
チウラム	mg/ℓ	—	0.0006 未満	—	—	0.006以下
シマジン	mg/ℓ	—	0.0003 未満	—	—	0.003以下
チオベンカルブ	mg/ℓ	—	0.002 未満	—	—	0.02以下
ベンゼン	mg/ℓ	—	0.001 未満	—	—	0.01以下
セレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	0.34	—	—	10以下
ふっ素	mg/ℓ	—	0.1 未満	—	—	0.8以下
ほう素	mg/ℓ	—	0.03	—	—	1以下
電気伝導率	μ S/cm	287	245	307	312	—
塩化物イオン	mg/ℓ	38	19	27	24	—
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	—	0.005 未満	—	—	0.05以下
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	mg/ℓ	—	0.0002 未満	—	—	0.002以下
透視度	度	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	—	0.077	—	—	1以下

\*一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

\*ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

分析項目	単位	採取日				基準値
		R3. 8. 12	R3. 9. 9	R3. 10. 14	R3. 11. 11	
水素イオン濃度 (pH)	pH	7.5	7.5	7.5	7.1	—
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5	—
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	1.7	1.0	1.3	1.5	—
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	3	1	1	2	—
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	1	1	220	0	—
カドミウム	mg/ℓ	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003以下
全シアン	mg/ℓ	—	—	—	0.1 未満	検出されないこと (※注2)
鉛	mg/ℓ	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01以下
六価クロム	mg/ℓ	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.05以下
砒素	mg/ℓ	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01以下
総水銀	mg/ℓ	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0005以下
アルキル水銀	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと (※注2)
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/ℓ	—	—	—	0.0005 未満	検出されないこと (※注2)
トリクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	0.001 未満	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	0.001 未満	0.01以下
ジクロロメタン	mg/ℓ	—	—	—	0.002 未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/ℓ	—	—	—	0.0002 未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	0.0004 未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	0.002 未満	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	0.004 未満	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	0.001 未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	0.0006 未満	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	—	—	—	0.0002 未満	0.002以下
チウラム	mg/ℓ	—	—	—	0.0006 未満	0.006以下
シマジン	mg/ℓ	—	—	—	0.0003 未満	0.003以下
チオベンカルブ	mg/ℓ	—	—	—	0.002 未満	0.02以下
ベンゼン	mg/ℓ	—	—	—	0.001 未満	0.01以下
セレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	0.42	10以下
ふっ素	mg/ℓ	—	—	—	0.1 未満	0.8以下
ほう素	mg/ℓ	—	—	—	0.03	1以下
電気伝導率	μ S/cm	334	215	330	261	—
塩化物イオン	mg/ℓ	9.9	6.0	32	16	—
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	—	—	—	0.005 未満	0.05以下
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	mg/ℓ	—	—	—	0.0002 未満	0.002以下
透視度	度	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	—	—	—	0.1	1以下

\*一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

\*ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令



分析項目	単位	採取日				基準値
		R3. 12. 9	R4. 1. 13	R4. 2. 9	R4. 3. 10	
水素イオン濃度 (pH)	pH	7.9	7.7	7.7	7.5	—
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	0.5 未満	0.6	0.5 未満	0.5 未満	—
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	0.8	0.9	1.3	0.8	—
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	1	1 未満	1 未満	1 未満	—
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	0	1	0	0	—
カドミウム	mg/ℓ	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003以下
全シアン	mg/ℓ	—	—	—	—	検出されないこと (※注2)
鉛	mg/ℓ	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01以下
六価クロム	mg/ℓ	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.05以下
砒素	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.001	0.001	0.01以下
総水銀	mg/ℓ	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0005以下
アルキル水銀	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと (※注2)
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/ℓ	—	—	—	—	検出されないこと (※注2)
トリクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.01以下
ジクロロメタン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.02以下
四塩化炭素	mg/ℓ	—	—	—	—	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.002以下
チウラム	mg/ℓ	—	—	—	—	0.006以下
シマジン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.003以下
チオベンカルブ	mg/ℓ	—	—	—	—	0.02以下
ベンゼン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.01以下
セレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	10以下
ふっ素	mg/ℓ	—	—	—	—	0.8以下
ほう素	mg/ℓ	—	—	—	—	1以下
電気伝導率	μ S/cm	221	198	246	166	—
塩化物イオン	mg/ℓ	16	18	27	16	—
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	—	—	—	—	0.05以下
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	mg/ℓ	—	—	—	—	0.002以下
透視度	度	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	—	—	—	—	1以下

\*一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

\*ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

オ 地下水（新上井戸）

分析項目	単位	採取日				基準値
		R3. 4. 16	R3. 5. 13	R3. 6. 10	R3. 7. 8	
水素イオン濃度 (pH)	pH	6. 7	6. 5	6. 6	6. 5	—
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	0. 6	0. 8	1. 3	1. 6	—
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	23	23	27	28	—
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	35	21	23	26	—
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	0	0	0	0	—
カドミウム	mg/ℓ	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 003以下
全シアン	mg/ℓ	—	0. 1 未満	—	—	検出されないこと (※注2)
鉛	mg/ℓ	0. 011 ※1	0. 009	0. 012 ※1	0. 01	0. 01以下
六価クロム	mg/ℓ	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 05以下
砒素	mg/ℓ	0. 018 ※1	0. 018 ※1	0. 025 ※1	0. 022 ※1	0. 01以下
総水銀	mg/ℓ	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0005以下
アルキル水銀	mg/ℓ	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	検出されないこと (※注2)
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/ℓ	—	0. 0005 未満	—	—	検出されないこと (※注2)
トリクロロエチレン	mg/ℓ	—	0. 001 未満	—	—	0. 01以下
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	—	0. 001 未満	—	—	0. 01以下
ジクロロメタン	mg/ℓ	—	0. 002 未満	—	—	0. 02以下
四塩化炭素	mg/ℓ	—	0. 0002 未満	—	—	0. 002以下
1, 2-ジクロロエタン	mg/ℓ	—	0. 0004 未満	—	—	0. 004以下
1, 1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	0. 002 未満	—	—	0. 1以下
1, 2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	0. 004 未満	—	—	0. 04以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	0. 001 未満	—	—	1以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	0. 0006 未満	—	—	0. 006以下
1, 3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	—	0. 0002 未満	—	—	0. 002以下
チウラム	mg/ℓ	—	0. 0006 未満	—	—	0. 006以下
シマジン	mg/ℓ	—	0. 0003 未満	—	—	0. 003以下
チオベンカルブ	mg/ℓ	—	0. 002 未満	—	—	0. 02以下
ベンゼン	mg/ℓ	—	0. 001 未満	—	—	0. 01以下
セレン	mg/ℓ	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	0. 05 未満	—	—	10以下
ふっ素	mg/ℓ	—	0. 1	—	—	0. 8以下
ほう素	mg/ℓ	—	1. 0	—	—	1以下
電気伝導率	μ S/cm	3, 610	3, 430	3, 200	3, 600	—
塩化物イオン	mg/ℓ	900	880	880	920	—
1, 4-ジオキサン	mg/ℓ	—	0. 005 未満	—	—	0. 05以下
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	mg/ℓ	—	0. 0002 未満	—	—	0. 002以下
透視度	度	68	100 以上	100 以上	100 以上	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	—	0. 063	R3. 5. 19	—	1以下

\*一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

\*ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

※1 土壌などの自然的要因によるものと考えられる。

分析項目	単位	採取日				基準値
		R3. 8. 12	R3. 9. 9	R3. 10. 14	R3. 11. 11	
水素イオン濃度 (pH)	pH	6. 5	6. 5	6. 5	6. 5	—
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	3. 7	1. 0	1. 8	2. 0	—
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	31	28	28	26	—
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	81	24	20	28	—
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	0	0	0	1	—
カドミウム	mg/ℓ	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 003以下
全シアン	mg/ℓ	—	—	—	0. 1 未満	検出されないこと (※注2)
鉛	mg/ℓ	0. 012 ※1	0. 014 ※1	0. 007	0. 005	0. 01以下
六価クロム	mg/ℓ	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 05以下
砒素	mg/ℓ	0. 021 ※1	0. 015 ※1	0. 026 ※1	0. 016 ※1	0. 01以下
総水銀	mg/ℓ	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0005以下
アルキル水銀	mg/ℓ	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	検出されないこと (※注2)
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/ℓ	—	—	—	0. 0005 未満	検出されないこと (※注2)
トリクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	0. 001 未満	0. 01以下
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	0. 001 未満	0. 01以下
ジクロロメタン	mg/ℓ	—	—	—	0. 002 未満	0. 02以下
四塩化炭素	mg/ℓ	—	—	—	0. 0002 未満	0. 002以下
1, 2-ジクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	0. 0004 未満	0. 004以下
1, 1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	0. 002 未満	0. 1以下
1, 2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	0. 004 未満	0. 04以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	0. 001 未満	1以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	0. 0006 未満	0. 006以下
1, 3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	—	—	—	0. 0002 未満	0. 002以下
チウラム	mg/ℓ	—	—	—	0. 0006 未満	0. 006以下
シマジン	mg/ℓ	—	—	—	0. 0003 未満	0. 003以下
チオベンカルブ	mg/ℓ	—	—	—	0. 002 未満	0. 02以下
ベンゼン	mg/ℓ	—	—	—	0. 001 未満	0. 01以下
セレン	mg/ℓ	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	0. 05 未満	10以下
ふっ素	mg/ℓ	—	—	—	0. 1	0. 8以下
ほう素	mg/ℓ	—	—	—	1. 0	1以下
電気伝導率	μ S/cm	3, 680	3, 410	3, 610	3, 530	—
塩化物イオン	mg/ℓ	950	860	910	94	—
1, 4-ジオキサン	mg/ℓ	—	—	—	0. 005 未満	0. 05以下
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	mg/ℓ	—	—	—	0. 0002 未満	0. 002以下
透視度	度	10	88	100 以上	100 以上	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	—	—	—	0. 063	R3. 11. 16 1以下

\*一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

\*ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

※1 土壌などの自然的要因によるものと考えられる。

分析項目	単位	採取日				基準値
		R3. 12. 9	R4. 1. 13	R4. 2. 9	R4. 3. 10	
水素イオン濃度 (pH)	pH	6. 7	6. 5	6. 5	6. 5	—
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	0. 9	1. 4	0. 8	0. 8	—
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	25	29	28	26	—
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	26	15	31	26	—
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	0	0	0	0	—
カドミウム	mg/ℓ	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 003以下
全シアン	mg/ℓ	—	—	—	—	検出されないこと (※注2)
鉛	mg/ℓ	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 01以下
六価クロム	mg/ℓ	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 05以下
砒素	mg/ℓ	0. 016 ※1	0. 022 ※1	0. 031 ※1	0. 023 ※1	0. 01以下
総水銀	mg/ℓ	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0005以下
アルキル水銀	mg/ℓ	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	検出されないこと (※注2)
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/ℓ	—	—	—	—	検出されないこと (※注2)
トリクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 01以下
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 01以下
ジクロロメタン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 02以下
四塩化炭素	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 002以下
1, 2-ジクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 004以下
1, 1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 1以下
1, 2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 04以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	1以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 006以下
1, 3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 002以下
チウラム	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 006以下
シマジン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 003以下
チオベンカルブ	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 02以下
ベンゼン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 01以下
セレン	mg/ℓ	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	10以下
ふっ素	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 8以下
ほう素	mg/ℓ	—	—	—	—	1以下
電気伝導率	μ S/cm	3, 210	3, 290	3, 800	3, 620	—
塩化物イオン	mg/ℓ	800	850	980	950	—
1, 4-ジオキサン	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 05以下
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	mg/ℓ	—	—	—	—	0. 002以下
透視度	度	50	65	100 以上	100 以上	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	—	—	—	—	1以下

\*一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

\*ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

※1 土壌などの自然的要因によるものと考えられる。

(3) 旧産業廃棄物最終処分場（所在地：田中2591番地1） ※平成30年4月27日廃止

ア 浸透水

分析項目	単位	採取日	基準値
		R3.5.28	
水素イオン濃度 (pH)	pH	7.7	—
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	0.6 未満	20以下
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	5.3	40以下
カドミウム	mg/ℓ	0.0003 未満	0.003以下
全シアン	mg/ℓ	0.1 未満	検出されないこと (※注2)
鉛	mg/ℓ	0.005 未満	0.01以下
六価クロム	mg/ℓ	0.02 未満	0.05以下
砒素	mg/ℓ	0.001	0.01以下
総水銀	mg/ℓ	0.0002 未満	0.0005以下
アルキル水銀	mg/ℓ	0.0005 未満	検出されないこと (※注2)
ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	0.0005 未満	検出されないこと (※注2)
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.01以下
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.002 未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/ℓ	0.0002 未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.0004 未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.01 未満	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.004 未満	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.001 未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0006 未満	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.0002 未満	0.002以下
チウラム	mg/ℓ	0.0006 未満	0.006以下
シマジン	mg/ℓ	0.0003 未満	0.003以下
チオベンカルブ	mg/ℓ	0.002 未満	0.02以下
ベンゼン	mg/ℓ	0.001 未満	0.01以下
セレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.01以下
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.005 未満	0.05以下
クロロエチレン	mg/ℓ	0.0002 未満	0.002以下
透視度	度	30 以上	—
電気伝導率	μ S/cm	1,080	—

\*一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

イ 地下水

分析項目	単位	採取日及び採取箇所				基準値
		R3. 5. 28				
		上井戸	下井戸	B-2井戸	B-9井戸	
水素イオン濃度 (pH)	pH	7.0	6.7	7.3	6.6	—
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	1.1	0.5 未満	2.2	0.5	—
電気伝導率	μ S/cm	140	107	426	134	—
カドミウム	mg/l	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003以下
全シアン	mg/l	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	検出されないこと (※注2)
鉛	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01以下
六価クロム	mg/l	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.05以下
砒素	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.01以下
総水銀	mg/l	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0005以下
アルキル水銀	mg/l	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと (※注2)
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと (※注2)
トリクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01以下
ジクロロメタン	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/l	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002以下
チウラム	mg/l	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006以下
シマジン	mg/l	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003以下
チオベンカルブ	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02以下
ベンゼン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01以下
セレン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01以下
1,4-ジオキサン	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05以下
クロロエチレン	mg/l	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002以下
透視度	度	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	—

\*一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

## 参考資料

- 1 公害苦情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 ごみ処理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 用語説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

# 1 公害苦情

令和3年度の公害苦情の新規受理数は13件でした。内訳は、水質汚濁4件、騒音2件、悪臭7件でした。主な事案内容は、表2のとおりです。

申し立てのあった事案については、苦情申立人からの状況聴取と苦情発生源の現地調査を行い、発生原因者に対応策の協議と指導を行いました。

表1 公害苦情の受理状況

区分 年度	事案総数	当該年度 受付件数	他機関からの 移送件数	前年度からの 繰越件数
3	13	13	0	0
2	15	15	0	0
1	22	22	0	0
30	20	20	0	0
29	18	18	0	0

表2 公害苦情の内訳

区分 年度	事案総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	悪臭	その他
3	13	0	4	2	7	0
2	15	0	7	3	4	1
1	22	1	5	3	11	2
30	20	0	6	6	8	0
29	18	0	7	2	6	3

表3 新規受付公害苦情 用途地域別受理状況

計	都市計画区域							区域外
	第1種 住専	第2種 住専	住居	商業	準工業	工業	その他	
13	1	0	1	1	0	2	0	8

※第1種住専：第1種中高層住居専用地域  
 住居：第1種住居地域・準住居地域  
 準工業：準工業地域  
 第2種住専：第2種中高層住居専用地域  
 商業：近隣商業地域・商業地域  
 工業：工業地域・工業専用地域

表4 新規受付公害苦情 発生源別受理状況

計	サービス業	製造業	飲食店	家庭生活	不明	その他
13	0	4	0	5	2	2

表5 新規受付公害苦情 被害種類別受理状況

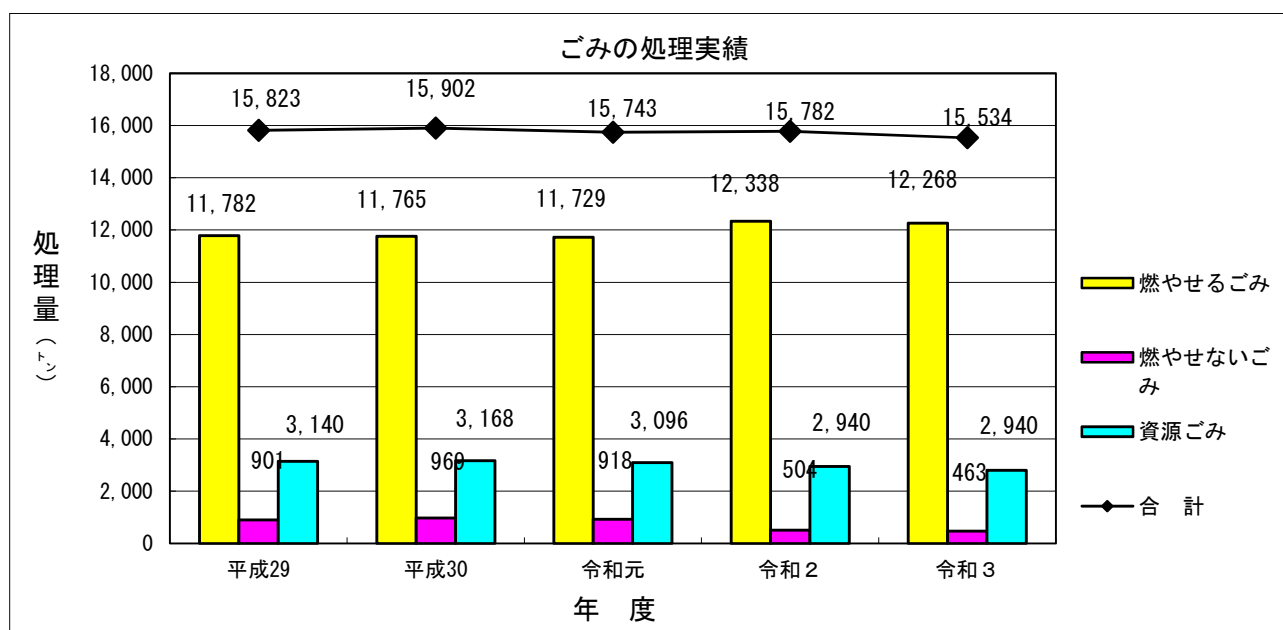
計	健康	財産	動植物	感覚・心理	その他
13	0	0	0	13	0



## 2 ごみ処理の現状

### (1) ごみの処理実績

年 度	平成29	平成30	令和元	令和 2	令和 3
燃やせるごみ	11,782t	11,765t	11,729t	12,338t	12,268t
家庭系	9,073t	9,098t	9,049t	9,849t	9,787t
事業系	2,709t	2,667t	2,680t	2,489t	2,481t
燃やせないごみ	901t	969t	918t	504t	463t
家庭系	879t	949t	894t	500t	441t
事業系	22t	20t	24t	4t	22t
資源ごみ	3,111t	3,138t	3,066t	2,908t	2,773t
廃乾電池	18t	19t	19t	21t	20t
廃蛍光管	11t	11t	11t	11t	10t
合 計	15,823t	15,902t	15,743t	15,782t	15,534t
1人1日当たりのごみ総排出量	986g	1,005g	1,010g	1,035g	1,035g
リサイクル率 (資源ごみ量÷総ごみ量)	19.8%	19.9%	19.7%	18.6%	18.0%



※資源ごみは、廃乾電池と廃蛍光管を含めて表示しています。

## (2) 燃やせないごみ等の処理実績

年 度	平成29	平成30	令和元	令和 2	令和 3
燃やせないごみ	914t	969t	918t	504t	463t
ごみ処理施設 ばいじん・残渣	288t	331t	310t	411t	474t
合 計	1,202t	1,300t	1,228t	915t	937t

※燃やせないごみは、選別破碎処理して、プラスチック、金属、ガラス陶磁器類を再資源化、残った残渣を市外最終処分場で最終処分しています。また、ごみ処理施設のばいじん・残渣は、令和2年度までは市外最終処分場、令和3年度からは糸魚川市一般廃棄物最終処分場及び市外最終処分場で埋め立てしています。

## (3) し尿等の処理実績

年 度	平成29	平成30	令和元	令和 2	令和 3
し 尿	1,998k1	1,748k1	1,636k1	1,564k1	1,495k1
浄化槽汚泥	3,793k1	3,259k1	3,133k1	3,318k1	3,451k1
合 計	5,791k1	5,007k1	4,769k1	4,882k1	4,946k1

### 3 用語説明

#### (1) 大気関係

##### 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、酸性雨の原因物質となります。刺激性が強く、高濃度では呼吸器系疾患を引き起こします。

##### 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が 10 ミクロン以下のものをいいます。燃料の燃焼過程や自動車の排ガス等から発生し、微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して高濃度では呼吸器に悪影響を及ぼします。人為的発生源のほか、自然発生源として黄砂や土壌の巻き上げ等があります。

##### 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)

主に化石燃料の燃焼に伴って、燃料中や空気中の窒素と酸素が反応して発生します。一酸化窒素 (NO) や二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) などがあり、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質となります。特に二酸化窒素は高濃度では呼吸器に悪影響を及ぼします。

##### 光化学オキシダント (OX)

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類等が太陽光に含まれる紫外線を受けて、光化学反応により生成されるオゾン等の強い酸化力を持った物質の総称です。光化学スモッグの原因となり、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器に悪影響を及ぼします。

#### (2) 水質関係

##### 水素イオン濃度 (pH)

水の酸性・アルカリ性の度合いを表す指標です。pHは7が中性で、7より小さいときは酸性、7より大きいときはアルカリ性を示します。

##### 生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の有機物が好気性微生物により分解されるときに消費される溶存酸素量です。河川の有機物汚染の指標に用いられます。

##### 化学的酸素要求量 (COD)

水中の有機物などを酸化する際に消費される酸化剤 (過マンガン酸カリウム) の量を、酸素の量に換算したものです。湖沼、海域の有機物汚染の指標に用いられます。

##### 浮遊物質 (SS)

濁りの原因となる浮遊物質を表す指標で、魚類や水産植物の生育環境に影響を及ぼします。

##### 溶存酸素量 (DO)

水に溶けている酸素の量です。きれいな水ほど飽和に近い量が含まれます。

##### 大腸菌群数

自然界に由来する細菌も含まれ、分類学上の大腸菌と一致するものではありませんが、検出が容易であるため、し尿汚染の指標として使われます。

##### ふん便性大腸菌群数

ふん便由来の大腸菌の性質を利用し、大腸菌群数より高温で培養して検出します。ほぼふん便由来の大腸菌の数とみなすことができ、海水浴場の判定に用いられます。

## n-ヘキサン抽出物質

n-ヘキサンにより抽出される不揮発性物質の量で、鉱油、動植物等の油分の量を表す指標として使われます。油分は、水面に油膜を生じて環境保全上の支障になり、魚介類の着臭の原因になります。

### (3) 騒音・振動関係

#### 等価騒音レベル

ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表した量で、単位はデシベルです。

#### 騒音レベル

騒音計のA特性（人の耳の感覚に合わせた特性）を使って測ったときの指示値をいいます。単位はデシベルで、騒音の大きさの例として、30 デシベルは郊外の深夜、40 デシベルは図書館、50 デシベルは静かな事務所、60 デシベルは静かな乗用車、70 デシベルは電話のベル、80 デシベルは地下鉄の車内、90 デシベルは騒々しい工場の中、100 デシベルは電車が通るときのガードの下などとなっています。

#### 振動の 80%レンジ 上端値

ある時間範囲について、不規則かつ大幅に変動する振動レベルを測定値の大きさの順に並べかえて大きい方から 10%目の数値をいいます。道路交通振動における振動レベルの決定などに用いられます。

#### 振動レベル

人間の振動感覚に合わせた特性を使って測ったときの振動計の指示値をいい、振動規制法では鉛直方向の振動を規制の対象としています。単位はデシベルで、振動による影響として、人が振動を感じ始める大きさは通常 60 デシベル、また、浅い眠りで覚醒する大きさは地表の値で 65 デシベルとされています。

### (4) 悪臭関係

#### 臭気強度

においの強さの尺度であり、0～5までの数値で表す「6段階臭気強度表示法」が使用されています。0：無臭、1：やっと感知できるにおい、2：何のにおいかわかる弱いにおい、3：楽に感知できるにおい、4：強いにおい、5：強烈なにおい

#### 臭気指数

においのある空気を、無臭の空気でのにおいの感じられなくなるまで希釈した場合の希釈倍数（臭気濃度）を対数で表示したものです。臭気指数 =  $10 \times \log$ （臭気濃度）

（臭気強度に対応する臭気指数）

臭気強度	2.5	3.0	3.5	※業種によってにおいの質等が異なること により、臭気指数には一定の幅がある。
臭気指数	10～15	12～18	14～21	

#### クロロプレン

特有の臭気を有する無色の液体で、クロロプレンゴムの原料です。アセチレンの二量化によって得られるビニルアセチレンへの塩化水素の付加、またはブタジエンの塩素化で得られるジクロロブテンの脱塩化水素によって合成されます。

糸魚川市の環境〈令和4年度版〉

[令和3年度 環境測定データ集]

発行 令和4年6月

編集 糸魚川市 環境生活課

〒941-8501 糸魚川市一の宮1丁目2番5号

電話（代表）025-552-1511